

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました
直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

議長（増田 清君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位5番。1、石井市政3期目の基本姿勢について、2、市道宇土金線の道路整備と
施設援助について、3、黒船祭について、

以上3件について、4番 土屋雄二君。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） おはようございます。

政新会の土屋雄二です。議長の通告に従いまして一般質問を行います。

市長3期目の再選、おめでとうございます。石井市政3期目の基本姿勢についてお伺い
いたします。

石井市政の8年間を振り返ってみますと、一にも二にも財政再建だったと思います。市長
就任当初、平成12年251億の市債を平成19年末に217億と、8年間で34億円の市債残高を削減
し、平成22年末までに191億円にしたいとまたスタートするわけですが、多くの市民サービ
スと職員給料を犠牲にして成り立ったことを忘れていただきたくないと思いますが、子供や
孫の代まで借金を残さないという強い政治姿勢には大いに評価できるものと思います。集大
成となる3期目の基本姿勢についてお伺いいたします。

- 1、財政再建への取り組みについてお伺いいたします。
- 2、1市3町の合併の取り組みについてお伺いいたします。
- 3、共立湊病院の取り組みについてお伺いいたします。
- 4、観光立市下田市の取り組みについてどのように考えているのか、お伺いいたします。
- 5、小中学校、幼稚園、保育所の統合と耐震化の取り組みについてどのように考えている
のか、お伺いいたします。
- 6、水道事業の6次計画も方向性が見えてきたと思いますが、未給水地域への今後の取り

組みについてお伺いいたします。

以上、市長の今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、市道宇土金線の道路整備と施設援助について。

社会福祉法人伊豆つくし会が宇土金に建設した通所施設ワークあおぞらと共同生活施設ケアホームたんぼぼが5月24日に竣工式が行われ、6月1日に開所いたしました。この施設は34年間、伊豆つくし学園を運営してきた一部事務組合伊豆つくし学園組合が解散し、施設の財産を引き継ぎ、その後施設整備を行ってきたものです。

社会福祉法人設立の趣旨として、法人の理念、どんなに障害が重い人でも地域で安心して暮らしていけるような福祉サービスを整備していく。

2、利用者の一人一人の幸せ実現に寄り添うとともに、保護者の安心を支えていく。

3、現在の入所利用者の生活を保護するために、児童施設と成人施設を併設整備していく。
また、障害者自立支援法の新しい事業体系に対応する施設整備を行う。

4、在宅福祉サービス展開の拠点施設としての役割を果たしていく。

5、福祉教育の推進ボランティアの育成、福祉専門職の養成に携わっていく。

多様な福祉サービスが、利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援していきたいと考えています。こうした施設入所支援と地域生活支援が一体となって地域全体に笑顔があふれる福祉のまちづくりを推進していきたいと思っております。

私は、この施設が500メートル離れているという点で、メリットとデメリットがあると思います。

メリットは、500メートル離れた施設に通うことにより、地域の人々と接することが多くなり、通所施設ワークあおぞらで箱折りやきんちゃくづくり、農作業などに取り組むとのことで、特に農作業については地域の人々の協力がなくてはなし得ないことであり、地域の人たちは先生にもなり得て、理念にかなうことだと思います。

デメリットは、500メートルの道路の安全性です。平成17年まで続けてきた道路整備も集中改革プランで廃止されたままになっており、少なくともガードレールの整備60メートルと、水路幅60から70センチメートル、深さ55センチメートル、道路幅2メートル80センチメートルで、水路のグレーチング整備が必要だと思います。狭い道路で交通量もあり、事故が起きてからでは遅過ぎます。

道路整備は、以前計画を進めていただくように要望しておりますが、現在の道路状況では園の子供たちの通行は危険ですので、なるべく通行を控えるように市から園にお願いしている状態ですと区長さんの話でした。この施設が宇土金の地にできたことは、地域の人々の深い理解に感謝を忘れず、未永い協力をお願いするという面からも、ガードレールと側溝のグレーチングの整備について強く要望いたします。当局の考えをお伺いいたします。

伊豆つくし学園組合は、公設公営で運営してきましたが、国の補助金の関係で民設民営となりました。計画当初から、企業、親睦団体、個人より多くの善意による寄附が手をつなぐ親の会に寄せられ、新聞紙上をにぎわせ、平成18年末で1,160万円になり、大きく目標を超えたという新聞ニュースもありました。

社会福祉法人伊豆つくし会は、5年間据え置き20年返済の建設資金の借入金8,870万円、当初は1億円で減ったとはいえ、施設入居者の親たちも高齢化したため会社も定年となり、子供の将来と建設資金の返済のことを考えると不安でいっぱいだと寂しそうに語ってくれました。民設民営の法人経営だといえ、私は行政団体がしっかり面倒を見ていかなければならない施設だと強く感じます。市長の考えをお伺いいたします。

黒船祭について。

第69回黒船祭は、台風3号と4号の谷間の好天に恵まれ、3日間とも夏を思わせる晴天で、祭り期間中各行事の累計は、前年度比9.8%増の22万人とのことでした。今年はペリー総監の聖地、アメリカ合衆国ロードアイランド州ニューポート市と姉妹都市提携を締結して50周年の記念すべき節目の年となり、ニューポート市から24名が参加し、また姉妹都市の沼田市から星野市長、金井議長を初め総勢20人の議員の参加と沼田市民による沼田踊りなどでにぎわい、パレードにも参加していただき大変盛り上がりました。商店街の開国市の出店数も多くなり、昔懐かしい露店やちんどん屋、津軽三味線などで人の流れも緩やかになり、大変楽しく子供の頃を思い出すよいお祭りになったと思います。来年の70回黒船祭を見据えて幾つか改善点を指摘させていただきます。

1、記念式典会場の下田公園開国記念広場に、フジの花とアジサイの花の間で花がなく、開国の記念公園らしく記念日に咲く花を植え、温暖な下田をアピールすることにより、観光的にも寄与できると思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

2、黒船祭の財源安定について。黒船祭は、日本の開国の祭りであり、日本中に誇れる祭りです。この伝統を維持していくために、国・県に財源を強く求めるべきと思います。5月17日自衛隊横須賀地方総監を囲む夕べの席で、石井市長のあいさつの中で、外務大臣政務官

中山泰秀様の話として、来年は国から支援が得られるように努力することでしたが、来年以降も補助してもらえるように強く要請すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

県につきましては、黒船祭名誉会長であります石川県知事の参加が少ないように感じますが、市長から知事に対して、黒船祭の意味と価値観を、米国大使の参加する式典に知事の参加の少ない寂しさを語り伝えてほしいと思います。また、補助金の必要性についても伝えていただきたいと思います。市長の考えをお伺いいたします。

黒船祭の経費が2,200万円で寄附金が1,200万円と聞いておりますが、半分以上の54.5%も寄附金に依存していたら、祭典は今後安定して維持していくことが非常に難しくなります。5月21日の全員協議会での第70回記念祭典への課題として、祭典実施に当たり各方面からの寄附に依存する部分が大きく、本年度においても直前まで予算額が確定せず、不安を抱きながらの事業執行でした。今後は安定した祭典運営ができるよう、システムづくりが必要だということを強く感じておりますとのことでしたが、問題解決は、市が資金を出すか、国・県に祭典の重要性を認識してもらい、補助金を得るしか方法はないと思います。市長のさらなる努力をお願いし、市長の考えをお伺いいたします。

3、花火大会見学について。米国を初め国内の重要な招待客の花火見学については、ベイステージ下田とか、まどか浜海遊公園と一緒に見学できる場所をセッティングして、黒船来航の歴史を誇る下田港を舞台とした海上スターマインや三尺玉と、花火シーズンのトップを飾る花火大会を、来賓の皆様楽しくゆっくり安全に下田の夜を過ごしていただき、ともに下田の思い出を共有することにより、黒船祭の意義も深まるものと思います。市長の考えをお伺いいたします。

4、黒船祭の決算についてお伺いいたします。

国からの補助金についてどうなっているのか、お伺いいたします。

行事損害保険の適用範囲についてお伺いいたします。

職員の残業費と休日出勤費についてお伺いいたします。

黒船祭が国際的なお祭りとなり、観光立市の位置づけを担えるよう取り組むべきと考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上で主旨質問を終了いたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 市政3期目に当たりまして、いろいろなご質問、いわゆる市長の基本姿勢ということでのご質問がありました。

何々について、何々についてというご質問でありましたので、どこまで細かく言えるかどうか分かりませんが、まず1つ目の財政再建の取り組みということでございます。

民間から行政の中に入ってきた立場として、当初より行政運営というのはもう会社経営と一緒に、経営をするという感覚でやらせていただきたいということは言ってまいりました。その中で一番やはり取り組まなければいけないと思ったのが、この財政再建ということであります。いわゆる現在の状況の行政運営をしておいたらますます泥沼にはまりますし、将来若い人たちにそのツケをどんどん回さなければならぬということがあってはいけない、こういう強い信念でやってまいりました。必要な行政サービスというのは何だろうかということもしっかり考えさせていただきました。それをしっかり行政の中で取り込ませていただく、職員の皆さん方にもそういう思いでやっていただく、このような思いの中から、身の丈に合った行政運営をしようよというような話をしながら進めてきたわけでありまして。

ご存じのように、平成18年5月に集中改革プランをつくらせていただきました。これを市民の皆さん方にも公表しながら、行政改革の最重要課題が財政健全化である、こういうことを掲げてやってきたわけでありまして。特に市民の皆さん方にお示しするのは、効果的でいわゆる効率的な行政運営を我々は追求をしていきますと、これによって市民の皆様方にも若干な負担増が出てくるであろう、あるいは今まで得られていた補助金等も減らされるであろう、こういうような形のものを、この集中改革プランの中にしっかりうたわせていただいたわけでありまして。そのことをやることによって、将来にわたって市民サービスを継続できると、こういうことをお話をさせていただいてきました。

ご存じのように、この平成19年度の大きな成果であることは、28億5,000万の公的資金の保証金免除の繰上償還であります。これを平成21年度まで確実に実行することによりまして得られる償還金利子を約6億円と見込んでおりますが、もしかしたらこれがもう少し大きな金額になるかもしれません。これを今後の財政健全化に有効活用することができる、これがまず大きな朗報であったというふうに思います。

集中改革プランも4年目の取り組みに今入っているわけでありまして。当初の計画では、22年度までに5年間で56億円以上効果を出しますよというのが、この集中改革プランの計画でありました。現在3年終わった段階では実質は16億円の効果が出ております。これを計算しますと約16億円の効果があったということの中で見ますと、今後41億円という数字が見込ま

れるということになるわけでありませんが、この計算式によりますと15億円ぐらい効果が、この集中改革プランの中では見込めないという数字が実際的には出てきています。

しかしながら、これは当初見込んでおりました国民健康保険赤字繰り入れ、繰り出し、こういう改善を予定しておりましたが、ご存じのように医療費の減がありまして、あるいは後期高齢者医療の問題がありました。この国保会計が改善をされておりました、約13億円ぐらいの赤字繰り出しが不必要となったということでもあります。ですから、現実的には数字的に言えば2億円ぐらいがこの集中改革プランで計画が少し遅れているという、簡単に言えばこういう形になるのであります。この2億が、じゃどういう数字化かといえ、やはり保育園とか幼稚園とか公民館の統合が若干遅れている、それから補助金等の見直し、若干緩やかにした部分もありますという中で、約1億プラス1億、この辺の2億が今この集中改革プランの予定よりか少し遅れているというふうに理解をしていただければいいと思います。

議員がおっしゃるように、確かにこの借金を減らしていく中では、職員の給料削減あるいは市民の皆さん方のサービスの軽減というものがありません。しかしながら、やはりこれは経営という感で目指していけば、やはり今よりか先ということも大変大事な問題でありまして、これを見据えた改革をしていこう、こういう強い信念で今後もやらせていただくことをご報告申し上げたいというふうに思います。

2つ目の、1市3町の合併の取り組みにつきましては、一昨日の合併協議会がいよいよ議論がスタートしたという中で、今後しっかりとこの協議会の会長として、将来の明るいゴールというものを目指しながら進めていこうというふうに考えております。

共立湊病院の取り組みにつきましては、先般、総務省の公立病院の改革審議会の座長さんをやっております長さんが来られて、衝撃的なお話をされました。我々が建設検討委員会の中で過去5年間9回にわたる議論、何にもなっていないんじゃないかというような痛烈なご指摘がありました。これを受けまして近々1市5町の構成首長が集まって、基本的なお話し合いをさせていただき、もう日程も決まっております。早速やらせていただくような形で、まずどのような方向へ持っていこうかということをしかりと議論していきたいというふうに思います。

観光立市下田市の今後の取り組みということでございますが、やはりこれにつきましては、下田市は、長年、伊豆の太陽、これをキャッチフレーズに夏の下田を集中的に売ってきた感があるかと思えます。確かに100万人を超える海水浴のお客様があった時代から、現在では多分50万とか60万とかという数字がうたわれているわけでありませんが、もう夏だけに依存

できなくなっている、こういう中で黒船祭とかあじさい祭とか水仙まつり、こういうイベントもさらにグレードアップしなければならないのかなという考え方を持ってありますが、平成15年に海洋浴の郷「下田」という事業構想を立ち上げました。これが着実に今芽を吹き出しております。海とか温泉とか食、こういうものに健康を組み合わせたノルディックウォーキング、こういうものが少しずつ浸透しておりますし、また観光の方々がこういう形のもののまちづくりというのを目指して、いろいろな広報活動をやっておりますし、県の伊豆ブランド創生事業にも取り上げられました。国交省のニューツーリズム事業、これにも今取り組んでいるところであります。こういう補助制度を積極的に利用しながら、下田の観光政策をつくっていききたいというふうに考えております。

小中学校と幼稚園あるいは保育園の統合、耐震化問題、これにつきましては、学校の統合問題が今いろいろ議論が出ております。当然、耐震化問題等含めまして保育園、幼稚園の統合問題も、この中で将来の下田のことを見込む、あるいは合併ということも含んだ中で、またいろいろ下田市の考え方をつくっていかねばならない、こんなふうに考えているところであります。

水道事業の未給水地域の取り組みということですが、この議会におきましても、18年、須原入谷地区を給水地域とのことでの請願が採択をされております。そういう中で、当然のことながら市内全域を給水地域にするというのが上水道事業の最終的な目標であるかと思えます。しかしながら、やはりなかなか人口的な問題、採算的な問題、こういうことを踏まえたと、すべてのところまで拡大をしていくのは時間がかかろうかというふうに思いますが、今後この平成20年度に給水区域の拡大を図る変更認可の申請書を今作成中であります。

区域の拡大を予定している区域は、須原入谷、それから八木山、北の沢、坂戸、横川、北湯ヶ野、大賀茂の堀切、それから柳沢、田牛の碁石浜それぞれの一部であります。今後はこういう中で少しずつ拡大を、地方債の発行をなるべく小さくしながら財務とのバランスをとってこの拡大計画を進めていきたい、こんなふうに考えております。

2つ目の、市道宇土金線の道路整備という問題であります。

前々から地域の方々から強い要望がありましたが、やはり県の補助制度というものがなくなった段階で、少し中断をしておいた経過があろうかと思えます。この辺の計画等につきましては、少し細かいご指摘もありましたので、担当課のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

これに絡めまして、伊豆つくし会が抱える借入金の問題、行政の支援策というようなご質問がありました。伊豆つくし会、ご存じのように一部事務組合が解散をいたしましてから、民営でやるということが決まっております、現在施設が新しくできるという中で、今のところは古いものを使ってやっているんですが、当然その建物ができることによつての償還というものが出てまいります。

これにつきましては、まずは施設整備を行うときに土地やその財産を当然行政のほうから無償譲渡するということから支援が始まったわけでありましたが、土地の問題につきましては、今ご質問いただきました土屋雄二議員には、大変地権者との交渉等にも当たっていただきましてお世話になって、何とかその問題をくり抜けてご理解いただいて譲渡ができました。

あとは施設の整備補助金として、下田市の場合は、このつくし学園の本体初め、先ほど話が出ましたケアホームのたんぼぼ、あるいはワークあおぞらに2,640万3,000円、これを支援しております。それから運営費の補助金として2,036万6,000円、それから借入金の元金あるいは利子につきましても、平成25年度までで概算で約9,500万ぐらいの補助ということで下田市とすれば支援をすることになっております。

それから、建設に当たりまして福祉医療機構から借入金があるんですが、これについては県のほうに2分の1を20年間補助してもらいます。残りの2分の1を1市5町の構成市町が5年間補助、それから残りの15年間は法人のほうで返済というような形になっております。いろいろこういうものの補助につきましては、我々解散するときに首長同士で話しまして、とにかくこの5年間しっかりやっぱり民間が運営できるような支援はしていこうという中で、このような取り決めの中から資金援助というような形でやらせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

また、出捐金で1,950万、あるいは職員におきまして去年と今年3人を派遣させていただいております。来年度は1人ということになるわけでありましたが、こういう人的支援も行政としてはさせていただいております。こういう中で、この伊豆つくし会が今後運営するには大変きつい、大変だという声を聞いておりますが、やはり民間の運営になったわけでありますから、ぜひ運営努力というものをつくし会のほうでもしていただきたい、こういうことを期待申し上げたいと思います。

3つ目の黒船祭についてでございます。

開国広場記念での花のアピールということでございますが、よくこの時期に式典をやるときにちょうど公園の花がなくなる時期であります。フジというよりかつツジがちょうど終わ

ってしまいまして、アジサイが咲く前の花がちょうどないときに、やはりたくさんの方が来ていただくときに、前々から何とか花を少しやりたいなという、公園係なんかとも話をしまして、とりあえずは式典のときにいろいろ鉢を持っていったりなんかして飾ったり、150周年のときには特別に試みをさせていただいた経過もありまして、あの150周年やったときのあれが大変きれいだったものですから、そういう要望等も出ておりましたので、先般も実は公園係と話をして、あれをまた来年あたりも第70回になるからやろうよというような形で、地に植えて花を咲かせるというのがちょうど時期的にうまい花があるのか、あるいはもう既にいるんのが植わっている間を植えるしかないということで、公園係ともよくそういう話をしますので、議員から話があったことも踏まえて、また何か考えてみたいと思います。

黒船祭の財源の安定ということでございますが、確かに大変毎年この黒船祭を執行するに当たって予算、決算、いわゆる事業を少しずつ縮小しながら切り詰めているというのが現状であります。そういう中で数年前から交流会参加者にはお金をしっかりと出していただくという取り組みとか、ネクタイピンを差し上げていたものを有料で買ってもらうとか、いろんな工夫をしながらやっているんですが、余り大きな効果は出ておりません。やはりこの黒船祭の性格上、なかなか寄附金に頼っている部分が大変大きいという中で、来年は70回ですから県のほうには倍額要請はもう事前に今年の始まる前から予定をしておりますが、かなえられるかどうかはわかりません。

それから、議員のほうからお話がありましたように、今年外務大臣政務官の中山先生が来られまして、初めて下田の黒船祭に参加したんですが、こんなにすばらしいイベントを下田市がやっているとは思わなかったと。国から幾らもらっているんだという話がありまして、私のほうから、実際にはゼロですというようなお話をしたらびっくりしておりまして、すぐにこれはもう外務省に交渉して何とかしようよということで、その熱が冷めないうちに私のほうからも外務省にお願いをしたいということで、中山先生に間に入っていただくような時間調整をさせていただいて、一応国会開会中ということでご本人のほうからなかなかご返事がいただけません。外務省のほうからも間接的には補助金はちょっとねというような、補助金以外の協力だったら何とかというような間接的な情報も入っておりますので、ただ政務官がそうやっておっしゃってくれたことですから、しっかりとまた応援態勢を求めていきたいというふうに思います。

それから、知事の出席要請の問題でございますが、多分この8年間にご本人二度ほど来ていただいたかなというふうに思うんですが、あとは副知事ということでございますが、やは

りなかなか地方の一イベントに知事が毎回出るというのは、多分いろんな問題点があるのではなかろうかと思えます。よそにもいろいろ按針祭があったり何があったり、国際交流のイベントなり港の祭りなりいろんなことがある中で、そういう中で限られたやっぱり回数しか出られないという立場上のことがあろうかと思えますが、やはりアメリカ大使が来られる、せめて名誉会長である知事は毎回という議員のご要望でございます。また来月早々知事に会いますので、そういう中でこういうことも話が出ましたよということで、できる限り知事ご本人が出席をということでお願いをしておきたいと思えます。

花火大会の減額の質問でございますが、なかなか見られる場所がなくて、数年前、去年、一昨年あたりからかな、もう一応自由にご見学というスタイルをとらせていただいております。会場まではお送りして、あとそこで自由行動というような形になっておりますが、せっかく来ていただいた方々になるべくいい場所ということであって、前にも一応まどが浜とかシンプレックスのところを借りて有料施設をつくって、熱海の花火大会みたいに何か見られるようなところをとという話も出たんですが、熱海みたいに何回もやるところだったらいいんですけども、下田の場合は1回ですから、もし雨になって中止になると、そういう設備投資が無駄になってしまうようなこともありまして、花火が一つの売りでございますので、またその辺についてはいろいろ考えていきたいと思えます。

黒船祭の決算関係あるいは保険関係、職員の関係につきましては担当課のほうから報告をさせていただきたいと、このように思えます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 宇土金線の道路整備につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

議員さんご存じだと思いますけれども、宇土金線につきましては、国道414号のバイパス的な意味合いの中で、稲梓小学校の付近から2車線で改良してきた経過がございます。そんな中で、平成15年頃から国道414号が急遽積極的に改良ということで、宇土金線のバイパス的な意味合いが薄まってきたということで、途中から地域の生活道路という意味合いで整備の方向を転換してきました。特に宇土金の真ん中辺のところでは箕作側と結ぶ道路がございます。箕作戸崎といいますか、その辺のところから須原のほうにかけての辺からいろいろ状況が変わってきたということで、そんな中で地域の生活道路として整備してきたんですけども、議員もご指摘のとおり、それすらもなかなかできない状況になってきたということで、平成18年頃から改良事業として取り組めなくなってきた。

それらの事情につきましては、その都度地域の方々に説明してきたわけなんですけれども、その中でやはり地区としては当然生活道路としての必要性があるわけですので、生活道路としても整備はしてほしいよという思いが強いわけですので、我々の対応としますと、平成18年度はできなかつたんですけれども、平成19年度につきましては、道路維持予算の中で一部水路を改良して、待避所あるいは道路として使えるような維持工事もさせていただきました。

今回、ケアホームたんぼぼとワークあおぞらという施設ができたということで、状況が変わったというふうに僕は理解しています。そんな中で、これからどうしていくかなんですけれども、議員も指摘されていますガードレール、それから水路のグレーチング化、ガードレールにつきましては、必要な箇所があればより安全が確保されるわけですので、その辺は早急に対応しなければいけないのかなと思いますけれども、水路につきましては、グレーチングといいますと水路の管理上の問題と、もう一つは水路がグレーチングでちょっと安全に歩行できるのかという疑問もございます。

いずれにしましても、状況が変わったということで、地区の区長さん、あるいは水路管理者、施設、それぞれの代表者の方々と、じゃ、これからどうしていけばよいのかという、どういう形で調整すればいいのかというちょっと相談をかけたいと思っています。それらの中で、できるものから極力整備の方向で検討をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 観光交流課のほうから、黒船祭の少し細かい点に、市長がほとんど答弁していただいたんですが、そのほかの若干決算関係についてご説明いたします。

決算の中身の行事損害保険の適用範囲ということでございますが、今のところ3種類の行事保険と申しますか賠償保険と傷害保険ということで入っております。一番大きなものが、花火大会の際に起こる事故に対する損害賠償の責任を補償するというものです。それからあと2つは、行事の主催者賠償責任保険ということで、これは観客の方や一般的に第三者に対する賠償責任を補償するという保険です。それからもう一つが、行事への参加者、協賛行事等に出ていただく方がいらっしゃるわけなんですけれども、そういった直接行事に携わっている方々のための傷害保険ということになります。この点が行事損害保険の範囲ということでございます。

それからもう1点、職員の残業費と休日出勤費ということですが、これについては、基本的に4月、5月、準備期間の残業手当、これはある程度予算化されておまして、観光

交流課の職員はもちろんですけれども、ほかの課の観光交流課OBにお手伝いいただいていますので、そういった方への、職員も含めて支出されております。休日につきましては、今条例で休日出勤については基本的にはないわけで、振りかえ休日という扱いでさせていただいております。3日間の祭典期間本番中につきましては、市のほとんどの全職員にお願いするという関係もありまして、財政事情の問題もありますけれども、大原則として振りかえ休日ということで対応していただいております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 再質問させていただきます。

職員給与の削減ということで、平成18年度に平均で9.5%、平成19年度平均7.7%、平成20年度本年度ですが平均の6.7%という削減をしてきましたが、これは職員組合との交渉が一番重要なポイントだと思いますが、基本的な今後の考え方についてお伺いいたします。

先日、長隆氏の講演で、共立病院はすばらしい病院で8人の医師を確保していることは奇跡的なことだと、新病院構想を9月末までに明確にすべきとの話でしたが、9月末までに明確にできるのか、市長の意見をお伺いいたします。

病院建設を目的としたふるさと納税による財源確保について、市長の考えをお伺いいたします。

合併問題は、一昨日法定合併協議会を傍聴させていただきましたが、やっとスタートラインについたというところですが、会長として初日の感触についてお伺いいたします。

観光立市の取り組みは、富士山静岡空港の開港を意識した観光誘致として、外国語を掲載したインターネット等の広告を推進していただきたいと思います。

耐震化につきましては、小中学校は96.4%と非常に高いわけですが、幼稚園と保育所が非常に低く、国でも補助率を改正して耐震政策をとっていくようですが、昨日幼稚園と保育園を検討していくというようなお話でしたが、一日も早い対応をお願いいたします。

統合問題は、昨日忍議員と誠司議員からありましたが、4つの説明会を開いたというような答弁でしたが、両地区の住民はまだまだ意識不足のようです。地域の人たちと十分話し合って慎重に進めていただきたいと思います。また、昨日の教育長の答弁で、稲梓地区住民の説明会は行うとのことでしたが、稲生沢地域の住民にも説明会をお願いしたいと思います。

未給水地の水道問題は、平成18年10月3日に請願採択していただきまして、80歳のおばちゃんは82歳になって元気です。初孫は2歳になりました。水道がないと嫁さんをも

らうのも大変です。一日も早い完成を望んでおります。ありがとうございました。ご努力を感謝いたします。

市道宇土金線の道路整備と補助事業についてですが、福祉医療機構からの借入金の金額等、県は2分の1を20年間で返済するという、その金額、残り2分の1を構成市町が5年間で支払うというその金額、残り15年間で法人が返済する金額をお願いいたします。

伊豆つくし会の運営努力を期待すると、必要な施設なので見守っていきたいというような答弁でしたが、ぜひ温かい心で見守っていただきたいと要望いたします。障害者は私たち健常者にかわって障害を受け持ってこられた人たちだからです。

市道宇土金線の道路整備計画とほ場整備の間に空間が残り、地元の人たちが苦慮しております。解決策を要望いたします。

また、道路整備改修は、維持費による改良計画を積極的に進めていただくということで、大いに期待しております。

ガードレールとグレーチングの問題は、地元関係者と協議して進めていただき、施設の目的が一日も早く遂行できるように努力をお願いいたします。

黒船祭は、歴史的見地から見ますと静岡県を代表する祭りと言っても過言ではないと思います。来年は記念すべき70周年の記念の黒船祭です。ぜひ石川知事の参加と補助金をお願いしていただきたいと思います。

国からの補助金は現在ないというようなことですが、国に要求していてももらえなかったのか、要求しなかったのか、過去の国からの補助というか援助というか、そういうものはどうなっていたのか、お伺いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 最初の職員の給与の削減ということで3年やらせていただきました。当初より申し入れは5年ということでお願いをしてありますが、職員組合側との交渉の中で単年度交渉ということでありますので、毎年時期が来る前に組合との交渉を重ねているところであります。今後もそのような形でいたささせていただくようなことになろうかというふうには思います。

1市3町の合併の取り組みで合併協議会が開催された中で、第1回目だったわけですが、この協議会の会長として市長はどのような感じを持たれたかというご質問でございますが、昨日も他の議員の質問の中でもちょっとお話ししましたが、まさに出席しておられるこの協議会4市町の各委員さんの発言あるいは顔つき見ても、今回は絶対この合併を成し遂

げようというような雰囲気はひしひしと伝わってきたことを感じました。

共立湊病院の関係で、先般の長隆さんのお話の中で総務省のガイドラインのお話が出ました。先ほども申し上げましたように、この話を受けて近々各首長、この話をどのように受けとめるかというような話を、もう今週いっぱいの中でやりたい、こんなふうを考えています。

この支援として、そのときにもお話が出ましたふるさと納税の関係は、昨日担当課のほうからも答弁しましたように、その受け皿として今準備をしているところでございます。

観光立市の中で、富士山静岡空港に関してのインターネット等にいろんな形によるPRということでございます。先般開かれました6市6町の伊豆サミットの中でも花森副知事を迎えて、この静岡空港開港に当たってこの伊豆地区の取り組み等のいろんな意見交換がされたわけでありまして。現在下田のほうにも毎年台湾のお客様が五千数百人宿泊をされておられます。あるいは先般新聞に出ていましたように、吉佐美のほうでは外国人が経営するホテルができたというようなことも聞いております。ますます外国の方が来られる中で、やはり看板の問題とか、あるいはパンフレットの問題、ガイドブック、いろんな形の中で当然来られるであろうという外国人の皆さん方に、便利であるまちというような印象を受けとめていただくような施策というのを、当然観光協会とも話をしながら詰めていく問題であろうかと思っております。

それから、つくしの関係でございますが、まさに議員おっしゃるように私も7年間つくし学園組合の管理者としてよくその学園のほうには行っておりました。障害を受けられている方々と一緒に食事をしたりという機会もあったわけでありまして。また、面倒見ている職員の皆さん方も大変な労力ということを感じておりました。あるいは地域の方の献身的なやっぱり協力態勢があってあの施設が運営をされておったという認識を持っておりますので、行政から離れましても、とりあえずは5年間は人的支援なり資金的な支援、これは行政は絶対やろうという合意がこの6つの中ではとられておりますが、問題はその後だろうと思えます。そういう中で、先ほど言ったように運営努力をお願いするわけでありまして、やはりまた困った問題が出てくれば、当然行政としても知らん顔じゃないというような態勢はとっていかなきゃならないのかなと、こんなふうには私個人的には考えております。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 幼稚園、保育園の再編・耐震とか、今度の中学校の統合とかということで、大変昨日おしかりを受けたこと本当にわかります。それで、やはり私たちはこうい

うふうにやったんだということではなくて、そういうふうにしたことが父兄の方、それから地域の住民の方にどう受けとめられたのかというふうなことのほうがむしろ重要なんだなということで、本当に反省させられました。そしてもう一つは、フットワークをよくすることが大切だなというふうに思います。これからもそういうふうにして頑張りたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 一番最後に出ました黒船祭の国への補助の要求の関係ですけれども、要求というとなんかあれなんです、お願いは毎回、先ほども市長から話がありましたようにしております。ただ、国の補助制度としての補助金という形のもの、私の知っている範囲の中ではいただいていないというふうに記憶しております。過去には会費制になる前とかご祝儀とか、こういった形かわかりませんが、ある程度の金額は持ってきていただいたというお話は聞いたことがありますけれども、それ以上のものはないというようなことでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（清水裕三君） 福祉医療機構からの借り入れ分ですけれども、つくし学園本体に1億2,310万円、それとケアホームたんぼぼに2,350万円、ワークあおぞら2,700万の借り入れ予定ですけれども、まだ7月の後半になりますので確定はしていません、あくまで予定です。ですから、予定で総額で1億7,360万円になります。それで、この分に利子がつきます。償還額としますと利息が2,514万7,000円ですから、償還額としますと1億9,874万7,000円になります。

そのうち、県の負担分ですけれども、元金は2分の1ということになっていますが、利息のほうが1%を超えた分しか補助がされませんもので、元金分が半分の8,680万円、利子が962万4,000円、合計しますと9,642万4,000円ですから、率とすると48.5%になります。それで構成市町の持ち分ですが元金分が2,275万円、利子が657万5,000円、合計で2,932万5,000円で14.8%。このうちの下田市の持ち分が構成比で28.205%を持つことになっておりますので827万1,000円を下田市が負担します。つきましては、結局つくし法人のほうが負担する額は、元金分が6,405万円、それと利息が894万8,000円、合計で7,299万8,000円です。36.7%の負担となります。

以上です。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 黒船祭に対しての国に対する要望というのは、要望をしていないということと解釈していいんですか、要望していないからもらえないと。

観光交流課長（山田吉利君） 要望はしています。

4 番（土屋雄二君） 要望はしているけれども、もらえないという、くれないということ。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 失礼しました。

補助制度としてそういったものがないものですから、口頭なり実際伺ったときとかありますので、そういったときに要望はしております。ぜひお願いしたいというような要望はしておりますけれども、なかなか難しいということで、残念ながらいただけないということとであります。

以上です。

議長（増田 清君） 4 番。

4 番（土屋雄二君） 伊豆つくし会の件ですけれども、行政から離れて5年以降もよろしく願いたいします。要望いたします。

それから、合併と病院問題というのはなかなか切り離して考えるということが難しいわけですが、基本的には切り離して考えるんですが、どうしても絡んでくる問題で、あくまでもこれはトップの決断しか結論は出ないと思いますので、大決断をひとつお願いして頑張りたいと要望いたします。

それから、3期目も合併等いろいろ重要な問題が山積しておりますが、改革というのはスピードとリーダーシップとタイミングが一番大切だそうですので、市長、健康に留意して頑張りたいと思います。

以上で終わります。

議長（増田 清君） これをもって、4 番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 0 分休憩

午前 1 1 時 1 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位 6 番。1、教材費の流用について、2、全国学力テストについて、3、稲

生沢中学校と稲梓中学校の統合について、

以上3件について、3番 伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番（伊藤英雄君） 政和会の伊藤です。議長の指名に基づいて一般質問を行います。

最初の項目は、教材費の流用についてであります。

5月13日付の静岡新聞によれば、2006年度に国が学校の教材費として使うように地方交付税として支給された813億円のうち、533億円が実際に教材費に使われ、3割の280億円は教材費以外に流用されているということでもあります。国の教材費のうち、全国的には約7割が実際には使われており、3割が流用されておるということですが、我が下田市はどうなっているかといいますと、平成18年度に国から教材費として使うように地方交付税として支給された1,600万円のうち、実際に教材費として使われたのは約200万円、率にして12%、実に1,400万円が教材費以外に使われていたわけであります。この12%というのは静岡県の中でも最も少ないものであります。静岡県で下田市に次いで低いのは、市では富士市の26%、町では大井川町の22%ですから、それでも下田市の倍近くは実際に教材費として使われておるのであります。静岡新聞の記事は、教材の充実は子供の学習環境の向上につながるものである、各市町は適正な予算配分を行うように期待するとの県教育委員会の発言でまとめております。

今、地方分権が言われておりますが、肝心の地方自治体に分権を受けるだけの能力、意気込みがなければ地方分権は進みません。国が教材費に使うようにということで渡したお金ですら1割ぐらいを使って9割を他に使うようでは、分権ということで下田市に任せただけ、これは教材費はなくなってしまうんじゃないかと、こういう心配をするのは文部科学省ばかりではないと思います。

そこで最初の質問ですが、教材費として支給された地方交付税のうち、実際に教材費として使用したのがわずか12%しかないということ、この事実を承知していたのかどうか、お尋ねします。

2つ目が、下田市では教材費の不足があるのかないのかお尋ねします。

3つ目に、静岡県で最低のレベルともいえるこの教育環境の状態をどう考えているのか、お尋ねします。今後教材費の適正な予算化、つまり増額を考えているのかどうか、お尋ねします。

2つ目の項目で、全国学力テストについてなんですが、これも実は教材費を考えるうちに、

やはり質問をしなければならないというふうに考えたんです。下田の学校に赴任してくる先生は、下田の学校では教材費がないのでほかの市町のように教材をそろえることができないと最初からあきらめているというふうに聞きます。これは、下田の子供の教育環境の向上が既にあきらめているという、子供が犠牲になっているというふうに言えると思います。国が必要であろうと思って支給している教材費のわずか12%しか教材費を使っていない下田市で、このことが子供の学力に影響を与えていないかどうかということが大変危惧されるわけであります。

全国学力テストについては、その実施に当たりさまざまな議論がなされ、反対の声も多数ありました。文部科学省は、テストの結果が過度の競争や学校の序列化を生まないように、結果の公表については都道府県単位にとどめ、都道府県教育委員会は市町村名や学校名の公表はしないように求めています。しかし、一方で、市町村が自らの公立学校のテストの結果や学校が自校のテストの結果を公表することについては、その自主性に任されています。下田市では教材費の90%近くが流用されている中で学習環境が非常に悪いんじゃないかという、そのことが学力に影響していないか、こういう不安が強い中では、やはりある程度の公表は必要ではないかと思ひ質問をいたします。平成19年度の全国学力テストの下田市の結果はどの程度であったのか、お尋ねいたします。

最後に、稲生沢中学校と稲梓中学校の統合について質問いたします。

これは、昨日、土屋 忍議員、土屋誠司議員の質問によりかなりの部分が明らかになってまいりました。重複するところも出てくるのでもう一度見直しましたが、その中で教育委員会の考え方そのものに幾つかの疑問がありますので質問をいたします。

最初の質問は、説明会を何度か開いたということですが、その中で統廃合が決定されたというような印象を住民が持っているようではありますが、また、今回の質問の答弁に対して、教育委員会、政策会議で稲生沢中学校と稲梓中学校の統合を決定したとの発言がありましたが、地方自治法上、学校の統廃合の決定権は執行機関にあるのか、議決機関である議会にあるのか、このことについてどのような認識を持っているのか、疑問に思ったわけであります。

そこで質問ですが、稲生沢中学校と稲梓中学校の統廃合については、地方公共団体として下田市では決定しているのかどうかをお尋ねいたします。

2つ目の疑問は、住民説明会をやったというお話ですが、私の認識では住民説明会は一度も行われておりません。区の役員やPTAの役員を集めて説明したということですが、これは特定少数の住民を集めてやっただけであり、住民全般に対する説明は全く行われておりま

せん。区の行事、区が関与するものについては区の役員さんでも、PTAに関することはPTAの役員さんでもいいでしょう。しかし、学校の統廃合は区の行事やPTAの行事でもなければ、区が関与すること、PTAの場合はかなりの関係もありますが、基本的には住民全体に説明をする必要があるものだろうと思います。地域とともにある学校という言葉をよく教育委員会から聞きますが、そのことの意味を理解されているのかなというふうに疑問に思わざるを得ません。

在校生やこれから二、三年の後に入ってくる子供たちの父兄については配慮が必要だと思っ
ているようですが、自分が出た学校、子供が出た学校、やがて孫が出て卒業するであろう
学校、こういう地域に住む卒業生の母校に対する深い思い、愛情、こういうものに対してど
のように考えるのか。学校OBや地域に住む人たちはなぜ自分の母校が地域の学校がないの
か、これを知る権利が当然にあるわけであります。そこのところを本当に理解しているので
あれば、一部の役員さんに説明すれば住民説明会が終わったなどというようなことはないわ
けであります。

下田市立学校再編整備審議会で中学校の統廃合が決まったということで、その議事録をも
らいたいと教育委員会に申し上げたところ、議員さんには渡せませんと、どうしても欲しか
ったら情報公開条例に基づいて請求してくださいということで、1,200円ほど払って議事録
をいただいたわけでありますが、議員としては教育委員会に相手にしてもらえないような
ので、一市民として教育委員会の説明を聞きたいということで、回覧板や新聞を注意して見て
いたんですが、一度も住民説明会に対する会合が開かれるというニュース等は全くありませ
んでした。恐らくほとんどの稲生沢、稲梓地区の住民は、説明会が開かれたことすら知らな
いのではないかと思います。この住民説明会に対して一部の役員だけで済ませようというの
は、なぜそこから出るのかわからない。日本国憲法では国民主権であります。つまり住民が主
権者であり、稲生沢中学校、稲梓中学校の所有者はだれかといえば、突き詰めれば原理的には
市民が所有者なんです。行政当局はその管理運営を行っているにすぎないとも言えるわけ
です。所有者の理解、このことがなければ当然に統廃合の話が決定されるわけでもないわけ
であります。

そこで2つ目の質問は、住民への説明会の予定がどうなっているのか、お尋ねします。

3つ目の質問は、この住民説明会、それから計画されている校名や校章を決める準備会等
は、議会に議案を上げるためには事前にやっておかなければならないことであろうと思いま
す。しかしながら、両中学校の生徒の交流は基本的には統合が決まった後にやるべきではな

いかと思うんですが、現在計画されている生徒の交流はいかなる目的で行われるのか、お尋ねします。

最後に、稲生沢、稲梓地区の住民の大半が統合に反対であったときでも、統合の議案は議会に提出するのか、住民の理解が統合の条件になるのか、お尋ねします。

一般的にいえば、住民の理解を得るように努力をする、あるいは住民の理解を得て行いたいと、こういうことだろうと思うんですが、あえて質問するのは、先ほど言ったように、まず住民の理解がなければできないんだよ、したがって、どうしても住民説明会で理解していただかなければならないという、こういう覚悟といいますか、思いが教育委員会にあるのかどうか、昨日の答弁を聞いておると、どうしても住民軽視、議会軽視の印象を持ったわけがあります。

今回は、教育委員会に質問を絞っておるわけですが、これは教育委員会しっかりしてくれと、あなた方に下田の子供の教育は任せるしかないんだと、頑張り教育委員会と、こういう思いで質問をしておりますので、その思いを酌んだ答弁を期待しております。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

教育長（高橋正史君） 学力テストのことですけれども、平成19年度に全国で小学校6年生、国語、算数、中学3年生の国語と数学ということで、Aということで、主として知識に関する問題、それからBが主としてそれを応用し活用する問題というふうに、A Bははっきり分けましてテストが行われました。

調査結果ですけれども、これは過度な競争や序列化を生む可能性があるため県だけで公表は非常に慎重にということで、何県が何点でそれから市では1番、2番、3番というふうなことというのはなかなか難しいと思います。ただ下田市の学力はどうなっているんだという、12%という、また後で12%の説明をしたいと思いますけれども、小学校A B、国語A B、小学校算数A、中学校国語A B、中学校数学A Bについては全国平均点と同じか、それを上回る結果でした。ただし、小学校B、いわゆる応用については全国的に著しくじゃなく若干下回るということでした。

この考察を、うちの指導主事を中心に各校の研修主任が集まってしました。問題は、これが評定でそれで終わりではなくて、それをどう生かすかということですので、すべての考察をしたわけですけれども、全体の考察、それからおのおのの学校の考察、そしてその子供に今度は返す受け持ちの指導ということですので、すべての調査において、やっぱり知識

Aに比べて活用のBが弱い。これは下田市だけではありません、全国的に。ただ、これは活用Bの問題が、答えを出せというより、どういうふうに出したのかという解法のプロセスみたいなものを問うので、はっきり言ってなれないということですので、下田だけの問題ではないと思いますけれども、新しい問題形式そのものでBが低かったんだろうなと。

ただし、下田市の特徴としまして、何点という絶対値じゃなくて、ほとんどの内容について上位が少ない、最上位が少ない。いや、平均点はそんなに変わらないわけですけども、中、真ん中からちょっと下というか上というか、その辺の中上位が多いという。本当はそれが正常だと思いますけれども、ほかのところと比べて若干最上位が少なく、最上位がすごく弱いというか、少ないという形です。これを受けまして、今後の方向性として、やっぱり底上げもむろんこれは大事、最重要ですけども、ある程度上位も伸ばすということは必要じゃないかという市のいわゆる11校の研修主任また指導主任の見解です。

それから、活用の能力、これは全国的なもので思考力といいますか、これを伸ばすと授業改善として、やはり学習指導要領の方向転換が今ありますので、その辺についても詳細にやっぱり改善点について膨大な資料をまとめましたので、要するにその後の問題ですから、また今度はやりましたので、また2年目も今度は生かしながら、要するにどう改善していくか、下田市の学力を伸ばしていくのかということで検討しているところです。

それから、統合の問題ですけども、両校の統合は決まったのかという、正式には決まっておられません。最終決定はあくまで議会の議決です。それはよく承知しています。下田市教育委員会といたしましては、平成18年3月議会において、下田市立学校再編審議会の設置について論議いただき、その目的として少子化に伴う今後の幼稚園、小学校、中学校の教育環境の向上と施設の効果的な活用のための再編整備について調査審議するという形でありまして、この機関のいわゆる稲生沢中と稲梓中にとっての統合という答申を受けまして、この内容が承認されました。

教育委員会も、承認に基づいて市の政策会議に諮り、その方向に進めていくことが決定されたところであります。また、このプロセスに大変問題があるというご指摘でした。そのことは真摯に受けとめたい。一応教育委員会事務局としましては、教育委員会の承認等及び市当局の方針に沿って統合に向けて今準備を進めている段階です。

それで、住民説明会が非常に足りないではないかと、そういうことで、住民説明というのは区長会の説明じゃないというふうに、確かに私たちもそういう面で反省させられるなというふうに思いました。ただ、昨年8回開いた、各地区4回開いたということの中でも、先

ほども雄二議員の質問でございましたけれども、私たちがこういうふうには理由がこうだよこうだよというのは、押しつけられたという、こういう形にとられたんじゃないかという形については、じゃ、私たちが押しつけじゃないと言ったって、やっぱり受けるほうがそういうふうを受けたということは大変反省しています。

ただ、今年度に急にやったじゃないかということの意見もよくわかりますけれども、それから新しいPTAの役員、新しい地区の区長さんというのは、区長さん10人のうち8人が変わったということだものですから、そういう面での引き継ぎということが大変私たち自身が申しわけなかったなと思いますけれども、それから、小学校5年生、6年生、中学校1年生もどんどんかわっていくわけでね。むしろ中学生の今の子は卒業していくと、そういう形で、私たちは決して地域とか住民とかOBの方がどうでもいいなんていうのは毛頭思っていない。

ただ、結果としておまえそう思っているんじゃないかと言われればそれまでですけども、実はこの6月22日にいわゆる当事者の方の全員、100%じゃなかったですが、説明会で若干は土俵の上にお互い乗りつつあるな、乗ってくれているなという形、やっぱり回数をやらなければだめだなということを本当に反省しまして、それから6月25日の区長会でも、最初の区長会と違いまして、やはり子供のこと、生徒のことということ、地区のやっぱり地域の問題、全体の問題もむろんそれとともにですけども、やっぱり子供の教育環境というものも考えていかなければならないなということの若干のご理解を得たのかなという、その中で地区の回覧板の回し方についても区長会で確認しまして、7月の下旬やりますと、こちらとしてはすぐその文面を送るということの確認をいただきました。

なお、稲生沢地区についても、今区長さんを通して、何か第3金曜日かな、その回覧板でそのことについてぜひ間に合うようによろしく、本当は7月の上旬に地区説明会をやりたいというふうをお願いしたわけですけども、その回覧板の問題で、それで回覧板を回せば済むことじゃなくて、順繰りにこれは1週間、10日以上かかるよというふうなことだものですから、それに合わせて、じゃ7月の下旬にぜひお願いしたいということで確認させていただきました。

それからどういう、例えば常会にしる、地区ごとの常会があったり地区の役員会があったとかいろいろな会合で、もし私たちが説明に行かせてもらえるのなら、ぜひそういう形でも行かせてもらいたい、何しろ私たち自身の真意が伝わらなかったのは私たちの持ち方も大変責任感じていますので、その辺を十分、こちらの意が通じるような形で積極的に説明会を開

いていきたいというふうに思います。

それから、両校の今回の交流の目的は、議決されていないからやっぱり統合に向けての準備活動をしてはいけないという考え方もわかりますけれども、やはり統合に向けて決して今頓挫しているとか決定していないから、ぱっと、ここまで一切やるなということではなくて、むしろ統合に向けての努力はさせてほしいと、こういうふうに思います。決して統合が決まっているから統合を強引に進めていくということではありませんけれども、やっぱり少子化により抱えている稲生沢中学、稲梓中学の課題である適正規模の中でこそ培える交流を通して経験していただくという考えです。交流を通して今まで体験できなかった部分を生徒自身が味わい、また保護者も知ることができるのではないかなというふうに、それから統合についての理解も深まるんだらうなというふうに思います。

それから、住民の大半が統合に反対でも議案を議会に提出するのかなという、住民の理解が統合の条件になると、住民の理解が当然統合の条件になることだとわかるわけですが、私たちはやはりこの統合、再編審議会が出されたということだけではなくて、やっぱり教育委員会として教育環境の問題、稲梓中の子供の問題、これを市当局の政策会議でとかなくて、市全体の当局の方針として、これはぜひ統合することが決して負担ということではなくて、新しい中学校をつくるという私たちのこの方針については私は間違っていないと。だからむしろ、このことについて反対ならどうだとかこうだとかというより、私たちは全力を向けてその統合について十分説明をしていくつもりで頑張っていきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、教材費についてご説明させていただきます。

この教材費の報道のもととなったものにつきましては、平成19年7月5日付で県の静東教育事務所の調べ、平成18年度教材関係予算措置状況調べに対して私どもの教育委員会から提出したものによって12.2%というものが出たわけなんです、その調査の結果が新聞報道されたものでございます。

この調査につきましては、地方交付税交付金を算定する際の測定単位というものがございまして、これは学級数ということになっております。それに応じた基準財政需要額に対しまして平成18年度の備品購入費のうちの教材機能分類表に例示される品目、これを抽出いたしました支出合計額をその基準財政需要額に対する比率が算出されたものとなっております。それですので、この比率の12.2%、それについてはあくまでも基準財政需要額に対する支出

の割合ということでございまして、交付された交付金に対する比率ではないというふうに理解しております。

そして、教材費に不足があるのかないのかということなんですが、これにつきましては各学校、教材等いろいろあるわけなんですが、教材も毎年いろいろ新しいものが出たり改良されたりということになっているわけなんですが、数的に過不足があるかといえば、決して十分ではないということなんですが、決して不足しているということはないというふうに理解しております。新しいものですとか古いものとかいろいろございまして、この更新につきましては、各校への配当予算の中で順次古いものを購入していただいておりますし、例えば各学校の先生方が古いものを工夫して使ってくださっているというようなことで、古いものも大切に使用していただいているというふうに考えております。

そして、3番目、4番目の県で最低レベルの教育環境とも言える状態ではないか、あるいは今後の教材費の適正な予算化についてということなんですが、すみませんが、これについては、この一つの指標のよしあしで教育環境は決まるものではないというふうに思います。しかし、いろいろな指標あるかと思うんですが、決して十分であるというふうには思っておりませんもので、今後学校の要望を精査させていただいて、必要なものはそろえ、充実させられるように当局と予算について話し合ってもらいたいと考えております。

また、これだけ交付税化されているということで、その交付税額について使えるということではなくて、本当に必要なものを要求させていただくというようなことで今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 議長に申し上げます。

これから先は一問一答で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（増田 清君） はい、結構です。

3番（伊藤英雄君） それでは、まず12%に対する考え方で、またよく迷路に迷い込むような答弁をいただいたんで、基準財政需要額とは何ぞやというところから勉強しなければいけなくなったわけでありまして、基準財政需要額というようなことで書いてあるんで、それがそのまま実際の交付税になっている、イコールでなっているわけではありません。しかしながら、交付税を算定するに当たっては、この基準財政需要額をベースに交付税が算定されているというふうに理解をしております。したがって、金額はイコールではないが大まか

に言えば基準財政需要額に基づいて交付税措置がされているよという理解がまず成り立つかどうか、これは心ならずも企画財政課長に質問を申し上げなければならないかと思うんですが。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず、交付税のルールにつきましては、議員は十分ご承知の上だと思います。教育委員会のほうからのご説明がございました。例えばの話が、教育費の算定についてそれぞれ学校数なりまた学級数また児童数、生徒数等々、項目によって算定の根拠はそれぞれまちまちでございますが、いわゆる交付税制度というのは全国一定の基準に基づいて算定をしなければ当然不公平があるわけでございますので、まず基本となるものは全国一律の基準に基づいて、それを踏まえた上で、各市町村の学級数なり児童数なり学校数等々の実情に合わせた形での需要額を算定しているというのが一般的なルールでございます。

そういった意味で、例えばの話が、今回議題となっております教材費についていえば、測定単位が学級数ということの中での基準財政需要額の算定ということでありますから、ご質問の点については、当然そのルールに基づいた算定根拠に基づいて算出されているということでご理解はそのとおりだというふうに考えております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 今、企画財政課長の答弁にありましたように、数字そのものはイコールではない、しかしながら、交付税を算定するに当たってはこの金額に基づいて行われているということで、やはりこれに近い交付税が出てきておると、こういう理解でいいかと思うんですね。そして、全国的に言えば約7割の金額が実際に教材費に回されておる。下田市では12%しか回されておらない。これは答弁にありますように、一つの指標であり全部をあらわすわけではありませんが、この指標は無視はできない。少なくとも全国で言えば7割が実際に算定、つまり学級数でこれだけ必要だと国が考えておる、その数字に対して1割しか使っていない事実、そして全国で言えば7割使っておるという事実、この事実を踏まえたときに、不足していることはないというのはいかにも不自然。

個人的なことを申し上げてなんですが、私がPTA会長をやっているときに教材費、予算がないというのは学校の先生からもう万たび聞かされました。今でも僕はPTAの役員さんに聞けば、それは予算ないよというお話が現場の学校の先生から聞かされていると思います。実際に学校の先生に会っても、下田は予算ないよと、こういう話が出ている。これを、この声が教育委員会に届いていないとしたら、これは大問題ですよ。

もう一度お尋ねします。下田市では教材費は学校現場で不足していないのかどうか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私も大変、その基準財政需要額というような形とか交付税の仕組みとかよくわからないわけで、大変申しわけないなというふうに思いますが、教育予算全体の感じからいったとき、私は確かに教育予算は十分だなんて到底思っていません。私も37年間現場にいましたから、そのとき校長会と予算方とお話しするときに、私も校長会の一応責任者としていたときに、金がなければ知恵を出せというような感じのことについて大変反発しまして、それから私が今度はそれを違う立場になっちゃったものですから、非常に。私でも教育予算が十分である、やっぱり教材費云々というより、教育予算が十分であるというふうには毛頭思っていません。他町の会計担当者の事務局である先生が、例えば隣の下田市に来たときに下田市は厳しいねというのは私たちは本当につらい思いで開きます。

それから、ただそのことで市の財政にいろいろ要望してでかい声で机をたたけば予算が増額するかというのは、それはやっぱりいろいろな形で、昨日も田坂議員がいろいろと切々と訴えてくれましたけれども、私たち自身が努力が十分であるとは思いませんけれども、そのことについてはもう財政なり市長なり副市長にそれなりに言わせてもらっているつもりです。そのことについて、いや、おまえは何も言っていないから予算なんて来ないんだよと、教育長自身のおまえの努力が足りないだの、努力が足りないかどうかはわかりませんが、そのことだけは、やはり私6年間やりましたけれども、それなりに市当局に言い続けたつもりですし、それで私になってというか、今までの教育長とか教育委員会を責めるわけじゃないですけども、そのことの確かに実態を、比較的PTAとか市民とか校長会とか先生方にちょっと伝えていなかったのかなということで、私はやっぱり他市との同じものの、例えば部活の援助費を河津や南伊豆やそれから富士とかは幾ら残して、下田の4校は幾らなのかということも大変つらいあれでしたけれども、調べさせてもらいまして、実際に。それから、教科書が新しくなります、そのときにどれだけ1校に教科書、いわゆる新しい教科書の教師用とかそういうのを配当できたのかという形も、大変現場には大変だったと思いますけれども調べさせてもらって、やはりこれも少ないですと。

だから、そういうことを思いまして、教育委員会、努力不足だ、誠意がないという形じゃなくて、努力はしているけれども、やっぱり仕組みとして、私がまた市の予算そのものについて否定している、市長が大変その財政再建というものをしながら実績を上げているということは認めながらも、やはり教育、しわ寄せがどこへ行っているのかというような形はぜひ、

市当局もわかり過ぎるほどわかっているわけですがけれども、また教育委員会としてできることについては頑張ると言わんと忍議員に怒られますけれども、やっぱりそれなりに自分なりに精いっぱい頑張って、また教育委員会自体がこういうこともはっきり隠さないで教育予算やっぱり足りないんだと、教材も、今数としては確かに古いとかありますけれども、やはりある程度キャップ制の中で優先順位という形で決して学校の希望を聞いていないということではありませんけれども、不十分ながらの学校の希望を聞きながら、これからも予算獲得に頑張っていきたいなと思います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 一つ共通認識として、学校、教材費を含めて教育費が不足していると、この事実の一つ共通認識できたということは大変喜ばしいことだなと。

それと、教育長、学校統廃合に対する答弁のときに、教育長は力強く、これはいいことだからぜひとも住民の理解を得るために私は頑張りたいという熱い発言を聞いたんですが、こと企画財政課長が相手のせいか、何か恐ろしいのか大変弱気の教育費の予算獲得と、こういう印象を持ったわけですので、統合にかける情熱も教育費の予算にかけていただきたい。ほんと教育費は必要だと思う。そのことは私よりも教育長のほうが重々ご承知のことだろうと思う。統合にかける情熱をぜひ教育費の予算の獲得にかけていただきたい。先ほどの統合のときまでは、もう全く反対はないぞと、私は説得しますと、こういう決意を感じたわけなんですね、それを教育費の予算でやっていただきたい。

それで、大変申しわけないですがけれども、企画財政課長、どうも教育費が足りないという共通認識の中でも、なかなか言えない、要求できないというようなお話なので、ぜひ温かい心で教育費の予算、特にこういうようにクラス単位に出た基準財政需要額に対して大変下田市は少ない、こういうことが出るので、一連の配慮の必要性が僕はあるんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、その見解を。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 要するに全体的な予算の枠組みの中で教育費が多いか少ないかという論議に、最終的にはなってしまうことになると思うんですね。既に議員は十分に下田市の財政状況はご存じの上でご質問をされているところだと思います。

議員が一番最初に質問の冒頭でおっしゃられたように、各地方自治体の中で地方分権の名のもとに一部税源移譲等の国の施策はありましたけれども、そういった意味での財源の確保は非常に厳しい状況にあるというのはご存じだと思うんです。なおかつ、先ほど市長のほう

からもございました、下田市は平成17年度をベースに集中改革プランをもとに、今は財政再建に取り組んでいる真っ最中の状態であります。そういう中で、いかに効率的な財政運営をするかということを前提に、やはり我々としては予算の編成上の透明性と、そういった意味では公平性を担保する上において、現在下田市では下田市予算の編成及び執行に関する基本方針にのっとりまして毎年度予算編成要領を作成し、それによつての公平性となおかつ透明性を担保して各課にご協力をいただいております。その中に、手法の一つとして、先ほどあったキャップ方式を取り入れ、何度も申し上げているとおり公平性を担保するように努力をしているところであります。

こういう状況の中で、確かに教育費、特に個別の要項としては今回12.2%の教材費について、それはいかにも新聞の報道によりますと、国で手当てした交付税を流用しているというような報道になっております。しかしながら、私ども財政部局といたしましては、教育費全体で交付税を見たときに、結果といたしましては、教育費全体の個別の数値を申し上げて申しわけないんですけれども、教育費全体の18年度決算ベースの基準財政需要額は2億4,311万2,000円、それに対して18年度の教育費の決算額、いわゆるこれは一般財源ベースでございますが、これは市の単独分を含めまして2億5,646万3,000円と、交付税で言っている教育費よりも多く決算を打たれているわけです。そういった意味では、当然市の単費も充当されているという背景はあるわけです。その中の1項目の中の教材費が12.2%、確かにそれは低いと私も思います。しかしながら、それは、こういっては財政側の言いわけになりますが、先ほどのような財政状況の中で、教育委員会として精いっぱい私ども予算ヒアリングの中でも教育長からも出席を受け、本当に教育委員会は教育委員会で一生懸命教育委員会としての財源の確保に努力されておりました。そのとおりであります。しかしながら、それに十分こたえられない財政状況があつて、なおかつ全体の財政の運営の中で効率的な財政運営をすると、じゃ、あと教育費の中の使い方はどこに視点を置くのかという話になるわけでございます。その辺は申しわけないんですけれども、教育委員会のほうのご裁量に任せるといふレベルの話しか我々にはできません。

私の立場から言つて申しわけないんですが、財政を担当させていただく上に、なおかつ行革という部門も担当しております。そういった意味では、一方では行財政改革も同時に視野に入れ、なおかつ合併も視野に入れる担当になっております。そうなつてくると、今後の合併も見通した上での今後の財政運営もしなければなりません。今ある財源をすべて使えばいいという話ではないわけです。そういう財政状況もあるということで、あとは私どものレベ

ルよりも、むしろ高度な政治的判断に基づいてどのような財政、財源配当をしていくのかということになるかと思えます。

そういった意味で、私の今申し上げることは、確かに教材費は少ないにしても、それ以外の、今まで土屋議員からお話ございましたように、社会福祉や児童福祉、または商工観光もそうですし、土木費等々についても財政需要は多岐にわたっているわけでございます。今の教材費の12.2%が少ないというのは確かにそれは私も十分理解できます。しかし一方では、じゃ、土木の中の道路維持費の1,700万が多いのか少ないのかといえば、これも少ないんです。そういう財政状況であるということをもまず念頭に置いていただいてご理解いただきたいと、そういうふうに私の立場では申し上げるしかないということでもあります。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） まず、根本的に認識を変えていただきたいといいますが、違うと思うのは、下田市の財政は交付税全体でやっているわけじゃない、当たり前ですけども、自主財源を持ちながらやっているわけですよ。したがって、教育費予算では地方交付税より余分に使っていてそれは当たり前ですよ、自主財源があるんだから。全額交付税でやっているんなら、交付税を上回る部分が出ていれば、それは大変なことだと思うけれども、自主財源があるんだもの、そんなもの国から来るだけの予算でやるわけない。それを上回るのは当たり前だということがまず1点ある。

それから、やはり教材費が今回少ないという、この事実に対してはやっぱり一定の配慮は必要だろうということですよ。そのキャップ方式がいいのか悪いのかというのは議論があると思うんですよ。個々の状況を見ずして実態を見ずしてとにかく一律カットをすればいいんだと。しかしながら、現実といえば優先順位というのは当然あるわけですよ。その優先順位をどうつけていくのか。それは執行機関たる行政のほうに主にはあるんだろうけれども、しかしながら、現実にはこうやって全国で7割教材費使っているよと、しかし下田はわずか1割しか使っていないよという現実、それから教育委員会もおっしゃっていたように、現場の先生方が本当に困っておる、こういう事実をやっぱり認識する必要があるんじゃないか。

それで、土木費が多いとか少ないとかと言われても、また建設課長のほうも困ると思うんですけども、全体として財政が苦しいのはわかる。しかしながら、繰り越していえば1億あったわけです、1億円。この教材費197万円ですよ、18年度につけたのが。倍にしたって400万ですよ。繰り越しは1億出たんですよ。本当に絞り切って絞り切って、ぞうきんの汗が出ないほど絞り切って、しかしながら、財政が破綻するわけにはいかないから、繰越金

が幾らになるかも確定じゃないから厳しいのはわかる。しかし、全体で教材費って194万7,000円で、5割増しにして50万円の金が90億の予算を組んで出ないのか。つまり、大きな予算要求しているわけじゃないわけですよ。本当に学校現場でいえば5万円、10万円が大金という現実があるんじゃないかと思うんですよ。そういう話じゃないんですよ。細かい話で申しわけないけれども、だから、予算があるやないやで言うレベルの話ではないんですよ。教材費を10倍にしろという話じゃないんだから。

そこでもう一度、教育長にお尋ねします。教育長、現場の声を受けて、それから企画財政課長は厳しいようなことを言っていたけれども、それは立场上言っているだけで、実際は1億円の繰越金が出ているわけですから、ぜひかたい決意でやはりもう少し一歩でも二歩でも増額を目指すということをお願いしたいんですが、どうでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 昨日の田坂議員、それから伊藤議員の話で、市長、副市長、財政課長よく聞いていたと思いますので、私もそういう形は本当に援軍なんて申しわけない。別にそっちへ行くわけではありませんけれども、やはりただわかってください。やっぱり私だって反対に現場にいた人間ですので、むしろその5分の1か6分の1しかこちらの立場にはなかったわけで、そういう立場のむしろ、おれはこっちへ行ったからおれは知らないよなんて思えるわけじゃないですか。だから、一番やっぱりそれはおまえは分からないのだと。それなりに、統合の割に予算が弱いなんて、ちょっとそのこともあれですけども、決してそういう形じゃなく、学校現場というより子供のためですよ、先生方のために予算要求ということ、予算の仕組みのことまで、これは仕組みにある程度かわからない限り、今現場の中で教材費があればあったらほかのところへ要求しようという課長のほうはおっしゃられましたけれども、別に内部で反論するわけじゃないですけども、やはり教育費全体が私は低いというふうに思います。そういう意味で、ぜひ予算要求をする教育委員会でありたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 声は小さかったけれども、力強い決意であろうということで、しっかりと引き継ぎも行われるであろうというふうに期待しております。また、この秋には教材費が、これだけ議会で問題になったわけですから、当然キャップ制による減額がないものは無論のこと、増額がされるんじゃないかと大いに期待をしながら注目をしていきたいと思いません。

それから、統廃合のことなんですが、教育長が先ほどいみじくもおっしゃったように、おしつけだと受け取られたと。これ押しつけだと受け取られた原因は、もう決まったがごとく、それは教育委員会や政策会議で決まったということはいいですよ。しかし、地方自治体として下田市としての決定は議会の決定をもってするわけでありますから、今のところは統合したいということが決まったということなんです。そして、その提案をするに当たっては住民の皆さんの理解がなくてはできませんよと、こういう姿勢がないから押しつけられたというふうになるんですよ。

僕は、先日土屋誠司議員が撤回しろというようなことをおっしゃっていましたが、その理屈は、統合に反対だから撤回しろと言ったんじゃないですよ。手続きがちゃんと踏まれていないから撤回しろと言ったわけですよ。民主主義というのは、ある意味じゃ、要は手続論なわけですよ、手続を踏んだかどうかと。住民の理解を得ないで学校の統廃合は実はできないわけですよ。僕は議会でもかなりの議員の方は、やっぱり住民が理解できなければそう簡単にいいですよと言うわけにはいかない、こういう思いを持った議員さんは多いと思いますよ。

だから、まず、今後説明会をやるときには市としての統合は決まっていませんと、それは最終的には議会が議決するわけだ。ただ統合したいということが執行部の機関、いわゆる執行機関の中で決まっただけです。要するに提案することが決まったということだから、そういう中でやっぱり住民の皆さんの意見を聞きながら、この統合を進めていくんだということ。ぜひ統合は決まっていないと、しかしながら、統合は必要なことだから進めると、進めるためには皆さんの理解が必要ですよと、こういう姿勢で行く必要があると思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 私たちも統合が正式に決まったというふうにはいろんな説明会では言っていません。正式にはやはり議会の議決を、ただ私たちは再編審議会または住民説明会の中で、こういう統合を進めていきたいというふうなことを、どういうふうにとられたかはわかりませんが、正式に決まったということはいっていません。最終的には議決されなければいけない、条例改正されなければならない。ただ、この統合についてはやっぱり市の方針として早急に進めていく必要があるということは説明させていただいています。

なお、伊藤議員また皆さんのご指摘のとおり、地区の住民というのは区長会ということでない、よくわかります。地区の住民への説明会を7月下旬に両地区とも持っていますので、回覧板を回す手配をしてありますので、この中で誠意を持って説明したいというふうに思い

ます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最後に、どうしても教育長の言葉でやっぱり住民の理解を得ながら、こういう言葉が欲しかったわけでありませけれども、それは政治家の思いなのかもしれませんので要望という形にとどめますが、やっぱりあくまでも住民の理解を得ると、こういう姿勢の中で統合をぜひ進めてと言っておかしいわけですが、皆さんの意見を、私のほうは住民の意見を聞きながら結論を、来年議案が出たときには結論を出したいと思うんですが、ぜひ住民の理解を得ながらという大前提で当たっていただきたい。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） むろん言葉が足りなかったかもしれませんが、住民の理解というのは統合にとっても絶対に必要なことだというふうに思います。

議長（増田 清君） これをもって、3番 伊藤英雄君の一般質問を終わります。

ここで1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 6分休憩

午後 1時10分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位7番。1、地震対策について、2、廃棄物行政について、3、下田市都市計画マスタープランを中心とした都市づくりの問題点について、

以上3件について、9番 増田榮策君。

〔9番 増田榮策君登壇〕

9番（増田榮策君） 通告に従って順次質問をさせていただきます。

最初に、地震対策についてお聞きいたします。ほかの議員も質問がありましたが、あえて再度お聞きする次第でございます。

平成19年3月に、静岡県が行いました下田市の公共建物の耐震化計画作成状況では、公表されている107施設のうち、地震があっても軽微な被害にとどまり地震後も建物を継続できる施設は4施設、倒壊する危険性はないが、ある程度の被害を受けると想定されているものが38施設、倒壊する危険性は低いがかなりの被害が想定されるものが12施設、倒壊する危険性があり大きな被害を受けると想定されているものが10施設あるわけでございます。また、未診断が43施設となっておりますが、問題はこの東海地震等でかなりの被害が予想され

る建物は、小学校で8校、中学校で2校、幼稚園、公民館それぞれ1施設、計12施設があることが既に発表されています。しかし、建物については関係者に余りよく知らされていないのが実情かと思うわけでございます。さらに、倒壊の危険がある建物では、幼稚園で5カ所、ほかに小学校、図書館、保育所、公民館2カ所、計5カ所、合わせて10施設もあるわけでございます。

中国の四川省の大地震で、被害者が市の責任者に対し詰め寄る場面がテレビでも再三にわたって放映されている記憶がまだ残っているわけでございますが、このようになるとも限らないわけでございますので、ぜひこの耐震の問題は早急にやらなければならない課題だと思うわけでございます。

また、耐震の未診断の43施設においては、明らかに耐震が劣る建物として下田の市庁舎、老人憩の家、市営住宅の丸山、うつぎ原、柳原、青少年海の家、吉田松陰寓寄処、柿崎・白浜・下田第三保育所があります。現在改良が進められております焼却場も老朽化しているのではないかと考えます。また消防団詰所、公民館、集会所での耐震調査はまだ行われていないのではないかと考えますが、もし調査が行われておりましたら、その結果はどうであったかをお聞きするものでございます。そのほか上水道関係でも、石綿管の取りかえ、配水池の老朽化、下水道施設に至っては機器の耐用年数等が迫っているのではないかと考えられます。

こうした施設の抜本的な改修は、22年度で計画し、27年度までに実施するとしておりますが、現状を考えたとき、それでいいのかという素朴な疑問があるわけでございます。各所管の施設の現状と対策をお聞きするものでございます。

また、この下田市の市庁舎については災害の拠点になる建物でありながら、警戒宣言発令時、一般の人の立ち入りを制限する場合があるとのステッカーが張り出されましたが、耐震性能が劣る建物である市庁舎は、突発的な地震災害でも壊れてもおかしくない建物と言えると思います。当局は、日常働く職員等のこうした話し合いは実施しているのか、お聞きするものでございます。

また、万一の地震による危険のある建物は、幼稚園、保育所、学校であればPTA、父兄、公民館や消防詰所であれば関係者や地域住民に徹底した情報公開をし、安全対策を講じていかなければならないと考えますが、当局はこの点についてどのようにお考えになるか、お聞きするものでございます。

次に、自主防災組織でございますが、自主防災の内容を見ますと現実には高齢者が大変多く、充足率の関係から見ましても人員は確かに満たしているわけでございますが、実際は地域に

いない場合が多いわけでございます。災害発生時の初動時の活動について、行政は地域住民に消防を含めた出前講習等を実施すべきと私は考えておりますが、防災訓練もまた形式的なことではなく、実践に即したものを切りかえて行っていかなければならないと考えますが、当局はどのように考えているのでしょうか、お願いいたします。

次に、地震等による高齢者の保護が大変今問題になっているわけでございますが、地域でも高齢者の人数や住居などわからないことがあることがあるわけでございます。それが実情でございます。個人情報守秘義務等で前もって名簿の作成等も問題があると聞いておりますが、市の指針はどのようにこれらの点について考えているのか、お聞きする次第でございます。

災害時の観光客の保護についてお聞きいたします。

かつて下田市は、集中豪雨等で大変大きな災害がございまして、この観光客の脱出をめぐり大混乱した過去の教訓がございまして、観光施設、特に宿泊施設の観光客の一時保護と安全な脱出に際し、短期保護も含めた個別の対応が全くないのが現状かと思っております。市外より救援の手が差し伸べられる前に、旅館やホテル、民宿等の個別の防災保護マニュアル等をつくる必要があるのではないかと私は考えますが、標準的なマニュアル書をつくり、防災に対する万全な備えこそが観光地として必要ではないかと考えます。防災面でも安全こそが人を呼べる観光地づくりに大切ではないかと考えます。行政として後手に回る救援より、日頃の連携こそが行政の責務と考えます。特に当局に、これらの点につきまして、積極的な対応をお聞きいたします。

次に、活断層調査と情報公開についてお聞きするものでございます。

阪神・淡路地震、中国の四川大地震、岩手・宮城の内陸地震では、活断層の怖さが改めて認識されたわけでございますが、伊豆半島もがけ崩れ等、河川のせきとめ等考えられるわけでございます。震災時の活断層の動きによっては大変大きな被害が予想されるわけでございます。土地利用や建物等をつくる際の指針として、建築確認時の申請以外でもこの活断層や地盤の強度などを市民によく知ってもらうために、広く情報公開する必要があると考えますが、現在下田市の活断層調査は実施されているのでしょうか。県や国等で調査されていたら、またどのような点でそれらの調査を生かしているのかを含めて、防災の意識を高めるための施策をお聞きいたします。

次の質問は、廃棄物行政についてでございます。

今、原油の高騰を初めとします各種の生産物や食品、工業生産物、原材料など、あらゆる

ものが値上げしているわけでございます。この値上げによりまして、省エネやエコロジー、再利用といった言葉がはらんしております。こうした言葉の裏で、廃棄物の処理を非合法的に処理することが増えているのではないかと懸念するものでございます。特に、個人より企業の処分が、各自社処分ならいいのでは、また見つからなければ、指導がなければという非合法的なものが多いような気がいたします。自家処分という形での処分の仕方について、どのような許容範囲が合法か、また非合法か、指導・立ち入りの基準は何か、お聞きいたします。

許認可が必要でなくても、業界等を通じた指導を行っているのか、また、認可された処分場について認可後の立ち入りや指導はどの程度行われているか、お聞きするものでございます。

次に、放置車両、家電製品等、幾ら片づけてもまたすぐにもどのように放置されて置かれてしまう、不法投棄防止のための施策として、どのようなことを実施しているのか、お聞きいたします。

次に、浜崎地区の中間処理場について、処分場への持ち込みの大型ダンプの交通振動は想像以上の問題であることに、沿線の住民からも大変苦情の声がある一方で、大量に持ち込まれたこの残土は国道からも確認できるほどでございます。この中間処分場は、中間処理をして再生品としての利用をするためと思われるのですが、保管料が許可基準をはるかに超えているような違法がないか、また処分場への立ち入り指導はどのように実施されているのか、許可の申請内容と実態と比べ問題はなかったか、その点をお聞きいたします。

また、搬入について、一部市道を使用していると思われませんが、現状の道幅は狭く、無理な通行になっているような気がするわけでございます。これらの点についても、業者に対する指導と道路に対する一部負担を求めるべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

次の質問は、下田市の都市計画マスタープランを中心とした都市づくりの問題点についてでございます。何点かご質問いたします。

マスタープランの全体構想を見ますと、1、市の顔となる中心市街地の基盤づくり、2、適切な土地利用の誘導、3、生産基盤の充実、4、観光都市としての魅力の向上、5、市民参加の推進、これらの5つの柱として、都市づくりの目標、都市づくりの方針、分野別都市づくりの方針としての地域づくりを含めた実現可能に向けての事業プランをつくっているわけでございます。ところが、財政上の問題もさることながら、これまで一応の完成を見たの

は、大きな事業ではマイマイ通りだけで、もう1点は、まだ完成はしませんが、東本郷の電線の地中化でございます。あとは未完成または中途半端な事業に終わっているのではないかと思います。

平成18年3月の下田市マスタープランの上書きに、市長は、伊豆縦貫自動車道の建設などの概略位置が示されたことに関連いたしまして、都市計画マスタープランを見直して、地域の声を反映されている計画書を策定して、積極的に計画実現に取り組む方針と都市づくりを進めていくと述べております。財政問題はまた大変厳しい中で、このような具体的な事業を完成していくのかということに対しましては、大変難しい問題がありますが、どのようにこれらのマスタープランづくりの根本となる基本的な計画実現をしていくのかをお聞かせください。

実現に向けた問題点として、現在の社会経済の流れは、人口の減少による活力の低下、産業基盤となる観光不況、燃料等の高騰による漁業の先行きは大変厳しい状態でございます。農業もしかり、産業としての基盤は極めて下田市は貧弱でございます。

そこで、お聞きいたしますが、市内から人を呼び込みお金を落とす観光都市としての財源に結びつくような都市づくりをするのかしないのか、また、市民の満足度を高め、生活基盤の充実を求める施策にするのか、計画の中では大変課題が多くて方向性が見えませんが、実現に向けての方向性の中で、土地利用の誘導と港湾の利用が今後の下田を変える最大の施策と私は考えるわけでございます。こうした重大なことが取り組みとして横に置かれているのは、都市計画マスタープランとして都市づくりの核がないのに等しいのではなからうかと考えます。当局は、こうした問題についてどのようにとらえて、また実現していくのか、お聞かせください。

次に、都市景観条例の取り組みを現在進めているわけでございますが、景観条例制定の中で、下田市にある廃屋となっている市内の廃業ホテル、旅館等の放置は、景観上大変問題であることが指摘されるわけでございます。これらの所有者に対し、取り壊し等の指導をしない限り、景観条例は骨抜き之感がするわけでございます。最近、廃屋の一部取り壊しを始めたところも出てきておりますが、景観上からも大変問題でございます。この問題については当局はどのような取り組みを行ってきたのか、お聞きするものでございます。

もちろん、この廃屋については、所有者側の負担が伴うことで、相当困難な問題でございますが、廃屋を放置しておけばおくほど観光地のイメージダウンになると考えるわけでございますが、当局のご見解をお聞きいたします。

以上、主旨質問を終わらせていただきます。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最初の地震対策でございます。

地震対策につきましては、平成20年3月に策定をいたしました下田市耐震改修促進計画に基づきまして、とりあえず平成20年度に策定を、平成27年度末まで改修をするという、一応目標に立って今調整を行っているわけでありまして、大変たくさんの問題点抱えておりまして、今各課にいろいろ指示をしながら調整を図っている、優先順位もあります。いつからどのようにかかっていくかと計画つくらなければならない中で進めているわけでありまして、いろいろ各組織あるいは建物、そういうものに関連したご質問でございますので、私が答弁するよりかは、各担当のほうからご質問の内容に沿った答弁をさせていただきたい、こんなふうにあります。

特に、自主防災の関係だとか、それから当然何かあったときに観光客、やはり一番誘導するということは訓練ではやっているんですが、それがやはりいざというときに適切に指導できるかというようなマニュアルづくりとか、こういうものにつきましては担当課のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

廃棄物行政の問題であります、幾つかの項目にわたってのご質問が今ありました。

最近、ミニ処分場的なものが多くある中で、その辺の適正な立入調査、こういうことが行政のほうで指導されているのかということでございます。これも担当課のほうで、今現在どのように対応しているかという報告をさせていただきたいと思っております。

おっしゃるような問題につきましても、たしか3月議会でも他の議員からご質問がありまして、やはりその段階での調査した台数、今日の朝もちょっと見てきましたけれども、やっぱり減っていないですね。やはり沼津ナンバーの車とかよそナンバーの車、大変まだ10台以上あるのかなという認識を持っております。やはりご質問されてしかるべき対応というような答弁をさせていただいているんですが、最終的には県のほうとの話、いわゆる公安の管理をしている県に連絡する、土地所有者が処理を原則やるという立場になっておりますので、なかなか我々がお願いをしてもすぐに対応できないという現状があります。しかしながら、常々声を上げて、このようなものの処理については取り組んでいくというような形で、これも担当課のほうから話をさせていただきたいと思っております。

3番目の都市計画マスタープランを中心にした都市づくりの問題点ということで、これも

今建設課のほうでもいろいろやはり市民の声を聞きながら、まちづくり会議等をやりながら取り組んでいるわけであります。過去のマスタープランの中でやられてきた、計画されてきた問題につきまして、現状にもうすぐわれないものが出ているという中で、どの辺にやっぱりしっかりしたポイントを置いてやっていくのか、議員がおっしゃるように、人口がどんどん減少している、観光活力もなくなっている、そういう中で従来の計画をある程度変更していくということが当然必要になってまいります。今後のまちづくりの中では港湾の利用の仕方、大変大きなウエートを占めてくるというふうに思います。

景観条例の策定に向かって準備をしているわけでありますけれども、当然ご指摘のように、バブルの時代からずっと続いてきた中で廃屋というものが幾つか残っております。ただ、今議員がご指摘されておりましたように、幾つかは所有者がかわりまして、現実に取り壊しが始まっています。大浦のほうでも始まりました。しかしながら、城山公園の上にある大きな昔のグランドホテルですか、あれがやはり当然今後大きな問題点としてなってくる。そういうものを踏まえて、現実担当がどういうふうにそれを追っているのかということは、ちょっと私も細かくは聞いておりませんが、少しずつ所有者のかわる中で手がつけられ始めているということは大変明るい材料でありますし、これにつきましても、行政のほうでしっかり指導していく方向性があるかと思えます。

また、担当課のほうから細かく答弁をさせていただいた中で、何か再質問があればお受けしたいと思えます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） それでは、小中学校の耐震についてご説明させていただきます。

昨日もお話しさせていただきましたとおりなんですが、小中学校にありましては、議員ご指摘のように、ランク1が2、そしてランク2が11、ランク3が1つというようなことで承知しております。幼保につきましても、ランク2が3施設、ランク3が7施設というようなことで承知しております。幼保につきましては、ランク3に当たる7施設につきましては、本当に建築年も非常に古くて、これでは耐震工事をしても建てかえたほうが良いというような建物がほとんどでございます。そういうことでございますもので、できるだけ統廃合を含めまして再編の計画を取りまとめ、この耐震促進化計画も含めまして対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 市役所庁舎の耐震性のご質問でございます。

この市役所の庁舎でございますけれども、庁舎は、本館が昭和32年3月、西館が昭和53年5月、別館が42年4月の建築になっておりまして、老朽化が進んでおります。耐震診断につきましては、西館のみ実施しておりまして、ランク1B、つまり倒壊する危険性はないけれども、ある程度の被害が想定されるという診断を受けております。本館と別館は、いずれも耐震性の問題が指摘されておりまして、議員ご質問の中にごございましたように、耐震性がやや劣る建物として、東海地震の警戒宣言発令時には入館しないように玄関に表示されているものでございます。

このような不安な状況を抱える中で、発災時における災害対策本部あるいは市役所庁舎という非常に重要な役割を担う建物でございますので、多くの来客、それから中で多くの職員が勤務しておりますことをかんがみますれば、安全・安心の確保につきましては第一義的に考えなければならないというふうに十分認識はしております。しかしながら、諸般の事情で抜本的な対策が講じられないままに現在に至っている現状がございます。

今後の取り組みに関しましては、市役所庁舎に関しましては、現在協議が進められました南伊豆地区の1市3町の合併協議会の中で、この庁舎の事務所の位置が重要な協議項目として位置づけられておりまして、これからの具体的な協議の方向を見守りながら、緊急的な投資が現在コスト的に必要であるのか、あるいは当面は現状においてできる限り地震防災対策の対症療法的なといったは語弊があるかもしれませんが、そういったような対応で行かざるを得ないのか、苦渋の選択となりますけれども、その辺を明らかにしていく必要があるというふうに考えております。

また、中で働いている職員への話し合いがなされているかどうかというご質問でございますけれども、当然発災時等におきましては、職員の配備体制につきましては、これは十分周知しております。また、突発的な災害が発生した場合には、まず自分の身は自分で安全確保するということとともに、お客様がいればお客様の安全確保に最優先に心を配っていただいて対応していただきたいというふうをお願いをしているところでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 消防団詰所関係の耐震対策でございます。

現在、消防団詰所は23カ所ございます。このうちランク1の施設は5カ所でございます。

残りの18カ所については、旧基準で昭和40年代と50年代の全般のものが多いです。今後静岡県地震対策アクションプログラムに基づき、これらの施設を将来的な施設の老朽どあい、発生する費用などを予測し、修繕、改修、統廃合を含めてこれから耐震化計画を平成22年度末までに策定し、平成27年度末までに耐震改修率100%を目標に調整を行っているところでございます。

消防団関係については以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 上下水道施設関係の耐震対策でございますけれども、上水道の施設につきましては、石綿管、それから配水池の関係、下水道施設につきましては、浄化センターの老朽化した機器の関係のご質問でございます。

まず1点目、石綿管の残延長は、平成19年度末におきまして、配水管延長が全体で191キロございます。そのうちの今残延長が19キロございます。現在、毎年1キロずつ更新をしていこうということで順次実施をしております。それから、配水池の関係でございますけれども、耐震診断は全配水池につきまして完了してございます。診断計画に基づきまして長期計画を策定済みでございます。ですが、現在浄水場の耐震化計画を優先しております。膨大な金額がかかりますので、まずは浄水場関係を完了次第、順次配水池の耐震事業に着手したいというふうに考えております。

次に、下水道の特に浄化センターの機器類の関係でございますけれども、平成4年に供用開始がされまして約16年ほど経過しておると思っておりますけれども、耐用年数を越えた機器も多々ございまして、適正に維持管理するためには改築修繕を適切に行う必要がございます。そのために、ご存じのとおり平成18年度におきまして、下水道処理施設機器改築診断というものを行っております。また、平成19年度下水道施設改築更新計画の策定を完了しております。平成19年度から処理場、ポンプ場の改築更新事業を逐次行ってしております。平成19年度から5カ年計画を立てまして、1年に約8,000万の予定で老朽化した機器の更新を順次行っていくということとしております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 焼却場の耐震のご質問ありました。

今、改良をしているところでございますが、煙突につきまして、この改良に当たりまして耐震診断を行いまして、それに基づいて耐震の工事を今しているところでございます。また、

炉については、強固な耐震の炉で工事をしているところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 市営住宅につきましては、以前から皆さんに議論していただいております3つの木造の古い住宅がございますので、市の内部のほうでいろいろ議論した結果、目標年度として25、26年度を目標に統合して建てかえるという方向でございます。これからそれぞれ関係する方々がたくさんおりますので、その目標年度に間に合うように調整をしていきたいと、このように考えております。

そのほか、質問ありますけれども、順次。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） その次に、2番目の質問の高齢化している自主防災組織についてでございます。

現在、自主防災組織は、市内に48自主防災会がございます。そして、4月1日現在の当市の高齢化率は30.5%であります。そして、平成10年度に比べまして8.1%ほど高くなっております。要するに高齢者が多くなっているということでございます。平日の昼間、それは昼間層は自主防災等の参加にはちょっと不可能ではなかろうかというふうに考えております。そこで、残っておるのは高齢者と女性、そして小中学生、高校生が主体になろうかと考えられます。このうち中学生、高校生は非常に戦力になるというふうに私たちは考えております。そこで、今後は教育委員会等と協議し、中学生、高校生の防災教育と防災訓練の参加率を上げて、今後カバーしていきたいというふうに考えております。そして、本年度におきましては、総合防災訓練は8月29日に市役所関係の実働関係の訓練を行い、9月1日には県との伝達訓練等を考えております。

次に、高齢者の保護についてです。これは、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練の前に自主防災会長さんに訓練の説明を行っております。このときに世帯台帳作成についてお願いをしております。要するに、これは区によって温度差がありまして、世帯台帳が整備されている区といない区がありますが、今後とも粘り強く世帯台帳作成について協力依頼をしていきたいと思っております。

ちなみに、今年の8月なんですけれども、調査しましたところ、県の報告に48自主防のうち36あることになっておりますけれども、そのうち更新等をしていないところがありまして、実際には半数ぐらいのところを把握しておりまして、半分ぐらいがちょっとどうかなという

ところが考えられました。要するに田舎のほうですと割と人数が少ないものですから、区長や自主防災会長さんも把握はできますけれども、町なかとか東西本郷、そういうようなところのアパート等とか、そういうところに入っている人の確認というのはちょっと難しいのではなからうかというふうに考えております。

次に、観光客の保護でございます。

観光客の保護につきましては、昭和53年度から静岡県賀茂地域防災局が中心になり、伊豆地域観光客緊急避難対策連絡協議会を発足し、観光客に対し緊急避難対策を行っております。また、宿泊施設の供与等につきましては、観光交流課、観光協会、旅館組合等と連携し、旅館等宿泊施設において一時的に避難保護し、早急に居住地に移送することになっております。これらについても海上保安庁等とこの9月に実働訓練を行う計画であります。

次に、活断層調査と情報公開でございます。

活断層調査につきましては、静岡県地震対策課による平成5年度策定の第2次地震被害想定の中に、静岡県東海地震対策土地条件図録集があります。これは5万分の1の縮図になっております。また、この情報交換についてですが、県で公表しているものですから、家屋の建築等の参考になるようでしたら、防災係のほうにありますので、情報は提供したいと考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 次に、2番目の廃棄物行政についてでございます。

最初のお尋ねは、ミニ処分場に対する非合法の実態はどうでしょうかということですが、平成9年12月に廃掃法が改正されまして、以前は3,000平米以下の処分場、ミニ処分場というようなことで言っていたわけですが、現在ではそういう規定が削除されまして、1平米でも許可が必要だと、そういう法に改正されています。ということで、現に置かれている廃棄物の状況というのは、事業者が自ら事業のために廃棄物の保管をしているという状況が見られるわけございまして、これにつきましては、ほかの基準を守り、生活安全上の支障がなければ、問題なければ、例えば囲いをするとか飛散を防止するとか流出を防止するとか、そういうことを守った中での保管というのは可能だということとなっております。ただし、そういう生活安全上の支障が起きた場合には違法ということで、不法投棄という解釈をして罰則の法の適用を受けるという流れになります。

また、2つ目の不法投棄の件でございますが、不法投棄の監視パトロールを県産廃のほう

を中心に、私たち市も行きまして年2回、5月、11月を中心に実施しております。今年は6月5日に行われまして、不法投棄のパトロールをしたところでございます。あと、産業廃棄物業者も一緒に同行してパトロールをしております。

不法投棄が少量の場合は市のほうが回収をして処分していきますけれども、産廃のような部分になりますと、県と調査して警察への通報、また原因者の特定等をしていきながら、適正な手続を踏んでいくということになります。また道路沿い、谷とかに不法投棄されている部分につきましては、地区の方とか私のほうも協力しながら共同で回収している、そして処分しているところでございます。

いずれにしましても、不法投棄は、早期発見、早期対応が必要なわけございまして、そういう迅速な対応と定期的な状況把握ということにさらに努めていきたいというふうに思っております。

また、ある中間処分場の保管の状況のご質問でございます。

ここにつきましては、まず県のほうで5月21日に建設資材リサイクルパトロールという、そういうパトロールを実施いたしまして、施設内に入りまして、議員ご指摘のとおり、オーバーしている保管量につきましては、県のほうから指導票を発行して、許可保管量以上を受けないということと、過剰な保管量についてはほかの昼間処理場へ取り除くといえますか、というような指導をしているところでございます。それに対して業者のほうは、近々このリサイクルのものを引き受けがあるので、もうしばらく、そうしてあれば減っていきますというようなことの回答を県のほうにしております、検討いたしまして引き続いて指導をしていきたいということ、そして我々市も、また鈴木 敬議員のほうからもこの問題について、ちょっと調査したらどうかというようなお話もありまして、6月4日に状況把握に行きまして、県の指導に従って改善をしていくべきであるというような、そういう指摘もしてきたところでございます。

それから、振動の関係なんかの苦情の話でございます。

これにつきましても、確かに今年の1月頃ですか、そういうお話がありまして、抜き打ち的に県と我々一緒に共同で行って調査したところですが、そのときには破碎をやっていなかったのが状況がよくわからないところがあったわけですが、周辺住民の方にも状況を聞きながら、またやるときにはぜひこちらへ連絡をよこしなさいということで、指導しているところです。その後また県も行って、その振動の件についても指導しているところでございます。

あと、路面の舗装につきましては、建設課のほうで。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） それでは、何点かご質問がございましたけれども、まず1点目に、今の話の柿崎の処分場の関係の市道の関係ですけれども、現場におきましては最徐行の看板であるとか、路面についても補修してあるような経過が見られます。私どものほうでは、特別に行っている方々に指導はしておりませんけれども、許可者のほうで一般的な指導はされているというふうに理解をしております。

それから、2点目の港湾の部分の放置車両、かなり以前からなかなか全体の解決ができないということで、私どもも苦労していますけれども、これからも県あるいは漁協の協力とか、あるいは港湾利用者の協力も必要なのかなという気がしています。そんな中で、1点だけまだしっかりと県とは協議していないんですけれども、一部漁協側のほう村地蔵のあるところの辺なんですけれども、利用のあり方を変更すれば公園の一部にして、車が置けない、置けないと言っては変ですけれども、物揚げとしての機能はするんですけれども、それ以上の変な雑種地のような形に草が生えて変な状態になっている、その辺のこともしっかりとちょっと県のほうと違う方向で何か対策できないかということで協議したいと思っています。

それから、マスタープランの関係ですけれども、マスタープランそのものはまちの全体の方針といいますか、それに沿って次に具体的な施策をしていただく形になるんですけれども、そんな中で市外からお客様を呼び込むような形、あるいは市民が住みよさを感じるような形というようなご質問の中で、今まで市民とたくさん話をしてきた中で、今のまちが一番いいよというふうに市民は感じているというふうに僕ら理解しています。そんな中で、そのことが両方の面、今のよいところをしっかりとすればお客様を呼び込めるんじゃないか、あるいは自分たちも住みやすくなるんじゃないかということの中で、マスタープランの中では伊豆縦貫来ることによって道路網が大きく変わるということで、未実施の市内の2つの都市計画道路がございます。それを廃止して新たに地区計画という形でまちの中をマスタープランに沿ったものにしていくという考え方と合わせるはずなんですけれども、景観も含めて今進んでおります。景観そのものも一緒に合致する部分がありますので、そちらと両方の組み合わせでよいものをつくっていきたいということで、今動いているところです、とまってはいません、動いております。

そういった中で、景観の意味合いの中で廃業したホテル等、実はこれは非常に難しい問題

だと思えますけれども、正直なところは今まで、じゃ、何の指導をしてきたのかと言われると、景観上の視点で指導はしてこなかったのではないかと理解はしています。今回そういったことで景観上のことを非常に議論していますので、どこまで踏み込めるかはちょっと難しいかもしれませんが、これから景観計画を進めるということで、いろいろ市民からもお知恵をかりながら議論していますので、その場でもちょっと、以前にも当然既に議論は出ているんですけれども、じゃ具体的な対策としての議論までは踏み込めておりません。また、そういった場所を利用しながら何か踏み込める手だてはあるのか、また再度議論はしてみたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） あらかた問題はわかったわけですが、まず耐震のことから再質問させていただきます。

警戒宣言が発令されたら、一般の方の立ち入りをしないでくださいと、こういうステッカーが市役所の玄関、危険な建物には表示されたわけですが、素朴な疑問とすれば、要するに警戒宣言が発令されなくても、突発的な地震が来れば危険ですよという建物なんですよ、これ実際に張られたところは。だから、要するに私が最初の質問で言ったように、やはり危険なものを今財政的にすぐに直せというのは、これもまた無理な話なんですよ。ですから、私は結局問題が起きて、例えば四川省の地震みたいに市当局が何で対応しなかったんだよと詰め寄られてたじたじになるよりは、地震なんていうのは明日起こっても今起こってもおかしくない、まるで忘れた頃に必ずやってくるのが災害ですから、そういった意味では関係者とか地域の住民、父兄、そういった者に私は情報公開して、徹底的に情報を開示して知らせておくということが私は誠心誠意の下田市の対応ではないのかなと、こういうふうと思うんですけれども、この辺について市はどういうふうに対応していくのか、再度お伺いたします。

それから、やはり人的な被害が仮に突発的なことが起こるとすれば、大変これはゆゆしき出来事でございます。例えばこの市庁舎の建物は歴史を調べていくと、今の庁舎のそちらの前のほうに波布神社がございますけれども、この庁舎の一部は波布神社の池と言われて、昔は池だったんですよ。池が田んぼになり、埋め立てされて現在のこのところに庁舎が建っているんですよ、実際には、歴史上から見ると。私もよく調べてきました、古文献を。そうしたら、この辺は一番地盤が悪いところです。過去の地震から庁舎が余り被害を受けない

からといって、やはり地震の規模や地震の起こる震源地によっては、非常に大きな災害になる可能性がありますので、ぜひ市民が集まるところが危険な建物ということは、全く何と云うんですかね、言いようのない、何か多少不安があるわけですよ、一般市民でも。

ですから、やはりこういったことも、地震が起きてからはここは使えなくて、別なところに防災拠点を持っていくにしても、やはり庁舎がこういうことを新しく合併の中で建てかえ、こういうものを含めて検討していくのはいいことですが、やはり今どうするかということを明確にしていく必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、ぜひそういった面を入れて、今後のこれらの危険な建物の対応をどうしていくか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、自主防災の訓練とか、個人情報、高齢者の保護、宿泊の防災マニュアル、こういうようなのは大体のあれはわかりました。まだまだ防災訓練によっては、この訓練の仕方によっては被害を最小限にとどめることはできると思いますので、より一層の自主防災の強化、それから高齢者のほうに地域住民との一体となった訓練内容を入れて、もう少しきめの細かいものをやる必要があるんじゃないのかなと、こういうふうに思いますので、この件は要望にとどめておきます。

それから、廃棄物の業界の指導の中で、特に中間処理の問題が今指摘したとおり、課長からご説明あったとおり、非常に私たちも中間処理場の運搬で何カ月の間、振動で悩まされました。それで、行ってみればわかりますけれども、県道の運搬の左側の道路の舗装が相当傷んでいました。土木がかなり補修はやってはくれましたけれども、また道路がかなりへこんではがれているところも出てきた、こういうような実態でございます。ぜひこれらを今後監視する意味で、確かに文京区の学校のすぐそばですから、騒音とかまたそういう問題も苦情が過去にはあったと聞いていますので、ぜひその辺の監視をよろしくお願いしたいと思います。

それから、マスタープランでございますが、1点だけお聞きいたします。

皆さんの議員の机に配られた市議会旬報という今議会に配られたものを見ますと、第1次地方分権改革推進会議で、6月全市に配布するということで分権の内容が載っています。議員の方は見られたと思いますが、これによると、都市計画の決定とかまちづくり、土地利用規制は、従来は県の認可、知事の認可を受けなければならなかったわけですが、この地方分権の改革推進委員会の骨子の中に、この規制を外して市が独自にやることができるということになったわけです。また、この公害の件についても、騒音等の身近な公害にかかわ

る規制地域、規制基準の設定にかかわる事務については、その目的、効果が当該団体の区域を超えないものは市まで移譲すると、市が今度は直接県にかわって立ち入って指導ができることになったんですね。

ですから、これからは絵にかいた、要するにマスタープランも絵にかいたものではなく、市ができるものを絵にかいて、それを実行に確実に移さなければ、本当に何のためのまちづくりかわからないようなことになると思うんですよ。分権の意味がないなど、こういうふうに思いますので、この点について、市が今後どういうふうな方向で行くのか、その辺のところをもう一度聞きたいなと思うんです。

特に、私港湾の件については、先頃下田のカジキ釣り大会のサポートクラブと漁協の役員の方と業者さんが来て、カジキ釣り大会の船をつなぐ棧橋が足りないと、不足するから何とかしてくれと言って、柿崎に約80メートルの棧橋の許可を求めるものがあったわけです、提案があったわけです。それでよく話し合っ、一旦はお断りしたんですが、どうしてもということで再度何回も検討して、特にいろいろ若い人とも話し合ったんだけど、このままで何もしないよりは観光のため、また下田のために多少地元が犠牲になってもやるべきことはやったほうがいいのではないのかと、こういう意見がありまして、話し合った結果、約80メートルの棧橋を柿崎の腰越に出して、船を係留する場所、またヨット大会のサポートもできるような棧橋をつくれるような運びで今申請中なんですけど、こういうことになったんですけども、やはりこれについては、市は全然聞いていなかったでしょうか、その辺のところについてお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） ただいま議員のほうから、この市役所の地盤について、池から田んぼ、それから埋め立てになったという、非常に脆弱性につまましてのお話がありました。

この辺につまましては、私どももこの今の庁舎の地盤が基礎部分について、例えば浮き基礎になっているのではないかというお話は伺っております。

ただ、先ほども申し上げましたように、議員ご指摘の今どうするかが重要だということは十分認識はしておりますけれども、先ほども申し上げましたように、今莫大な投資をしてこの建物の補強をしていくことが果たしていいのか、あるいは当面は現状においてできる限り被害を最小限にとどめるという地震災害対策を手当てしていくのか、そういったような選択をせざるを得ないのではないかと、それで、私は後者をとらざるを得ない状況にあるというふうに認識しております。

ただ、ですから、この建物、庁舎が極めて危険であるという過度な不安感を住民に与えない範囲でその辺の周知はさせていただきながら、発災時に生命のほうを最優先にした対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） マスタープランと地方分権の関係ですけれども、盛んに今、絵にかいたもちにならないようにということで、前々からたくさんの計画が絵にかいたもちではないかということで、たくさんの議員からおしかりを受けています。今回のマスタープランあるいは今つくろうとしている部分につきましては、絵にかいたもちにならないようにということで、非常に苦勞をしてつくったつもりです。そういう悩みがあって、たくさんまちに出ていっているという意味合いもあります。ですので、まだ努力が足りないのかもしれませんが、絵にかいたもちでなくて、その中から全部一度にできませんので一つずつ重要なものから取りかかっているつもりでございます。

そんな中で、地方分権という大きなお話をされまして、いろんな今の社会の流れの中での合併も含めてだと思っんですけれども、当然分権されれば、それなりの財政とそれなりの人というか能力とといいますかがないといけないわけだと僕は感じています。ただ、議員さんのおっしゃった具体的な土地計画法のある部分が国から県に来るよとか、そういうことのもろもろの部分が県から市に来るよというようなお話、まだ具体的には、過去にも分権の中でいろんな権限移譲は来ていますけれども、今おっしゃったような権限移譲については、まだ具体的に県から来ておりませんけれども、一番大きなものはやはりそれなりの行政の体制を整えていかないと対応ができないんじゃないのかなと、そんなふうに感じております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

市民課長（山崎智幸君） 市民課です。

耐震性の表示の関係でございますけれども、これは昨年12月に設置いたしました。このときに担当課である市民課の防災係と各現課の職員、それと学校あたりだと学校の先生等に立ち会っていただきまして、場所を決めて設置いたしました。それから一、二カ月たった後も1件も市民課のほうへの問い合わせ等はございませんでした。ですので、今後はっきりまだ住民には知らせていないというか、本人はわかっていないということもあろうかと思っておりますけれども、また特に小中学校、幼稚園、保育所については再度もう一度担当者と協議して、

PRをするかどうかしていきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 腰越の栈橋、80メートル間を設置するという件につきましては、議員が言われるように、今回のカジキ釣り大会におきまして、当面接岸岸壁が少ないということで、やはり地域の振興、またこのカジキ大会に協力しようということで、何とか理解をいただいて80メートルを設置し、その後につきましても組合を設立いたしまして、何とか常時そこに接岸できるよう、これらについては地域の振興にもなるというようなことで話があったということの報告がございまして、一旦は議員言われるように、プラスマイナスがあるよと、メリットデメリットもあるよということで、地域がなかなかまとまらなかったということでしたが、何度か話し合いの結果、やはり今言ったような地域にもプラスになるというような結論から、協力しようということの報告がございました。承知をしております。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） あらかたの問題は、大体苦しい答弁であろうかと思いますが、地震災害で非常に知らせることによって不安感をあおるというデメリットもあろうかと思いますが、やはりだめな建物はだめという、本当のことは言わないと、事が起これば必ずそれが隠ぺいというものにすりかわっていくような気がします。また、大変議会からこういうことを言うと大変厳しいことを言うじゃないかということがありますが、いや、議会もそういう声は出なかったよと言われても困るものですから、あえて厳しく言ったわけですが、ぜひ財政の問題もありましょうが、今すぐ起こってもおかしくない、この対策としてのことを、庁内でよく十分に話し合っ、事故のないように日頃の備えを怠らないように対策をしていただくように要望して、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（増田 清君） これをもって、9番 増田榮策君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時16分休憩

午後 2時26分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位8番。1、市町の合併でできる新市について、2、旧南豆製氷所問題について、3、共立湊病院の存続問題について、4、夏期海岸対策問題について。

以上4件について、2番 藤井六一君。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 議長がただいま通告したとおり、4つの項目について順位質問をさせていただきます。

2日間の一般質問もこの私でついに最後となりました。皆さんお疲れのこととは思いますが、もうしばらくの間、おつき合いをしていただきたいと思います。

まず、最初の項目ですが、合併によってできる新市、新しい市ですが、この新市について市長のお考えをお尋ねいたします。

市町の合併は、住民が暮らしやすい、新しいまちをつくるための一つの方法であります。ですから、合併した後の、合併してよかった、あるいはこんなはずではなかったという合併の成否は、合併によってどんなまちづくりができたかということで評価されることになるかと思えます。

今回、1市3町の合併を協議する合併協議会がスタートし、一昨日第1回の協議会が開かれました。松崎町議会の否決などで紆余曲折のあった南伊豆地区の合併も、いよいよ具体的な作業に入ったわけですが、そこで市長にお伺いいたします。

この合併をリードする協議会の会長として、市長は来年6月までの1年間で新しいまちづくりの構想をまとめられるわけでありませうけれども、市長ご自身は1市3町でどんな市をつくっていきたくておられるのか、それはこれからの合併協議会の協議の中で絞られていくものかというようなご答弁ではぐらかすことなく、合併すればよくなると強力に主導されてきたわけですから、市長の頭の中には新しい市のイメージがあるはずだと思います。市長が描いている新市のビジョンについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、市長は、合併協議会のスタートに当たって、お互いのまちを尊重し、それぞれが持っている宝を相乗効果で磨き上げていきたいと述べておられましたが、これには私も同感であります。合併して新しい市をつくるということは、参加する各市町がそれぞれ持っている特性や宝を持ち寄り、それを一つにまとめ、新たな自治体をつくり上げていくということだと信じております。これから合併協議会でこの作業を詰めていくことになるわけですが、ここで質問の2点目、下田市にはどんな特性や宝があるとお思いでしょうか、この合併に下田市は何を持って参加していこうとしておられるのか、お尋ねいたします。

そして、下田市が新しくできる自治体の中に埋没してしまわないためにも、合併の前でできる限りの特徴のある地域づくりを進めていく必要があると思えますけれども、この点市長

はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

合併をしますと、下田市は一体どうなるだろうか、まちはどのように変わっていくだろうか、このことが市民の最も関心の高いところであろうかと思えます。例えば市役所はどこにできるのか、新しい市の名前はどうかというような問題がございます。これらはこれからの合併協議会の協議の中で決められていくわけですが、そこで質問の3点目は、合併協議会の小委員会が市庁舎の位置や市の名称を決めるときのたたき台は、だれがどこでどのような方法でつくるのか、その際、民意を反映させることができるのか、市長のご見解をお伺いいたしたいと思えます。

それから、合併協議会は公開が原則といいますが、住民の方から見れば手の届かない密室の中で粛々と作業が進められているように見えます。あとは合併協議会で決めることだからといって、住民が知りたい情報などを合併協議会という煙幕の中に閉じ込めてしまうのはいかがなものかと思えますけれども、市長のお考えをお尋ねいたします。

新市の市役所について、ある町の町長さんが、南高の跡地に共立湊病院を建設する構想があったが、今はそれがなくなった。この跡地に市役所を建てたらどうかと話しておられました。庁舎の位置は、地方自治法第4条、こうしたところで若干条件をつけておるようだけれども、いろいろな条件を勘案してまいりますと、おのずから限定されてくるようであります。

そこで、この項の4点目の質問になりますが、市長は、新市の市役所はどこに建てるのが望ましいと考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、項目の2点目、旧南豆製氷所問題についてお尋ねいたします。

旧南豆製氷所の保存問題では、この建物を購入した東京に本社のある建設会社の相談役が、平成18年4月25日の記者会見で、このように述べておられます。南豆製氷を保存したいが、何かいい知恵はないかと石井市長から相談を受けたので、私が個人で買い取り、市に無償でお貸しすることにした。期間は市長の残任期間の2年間で、その間に市民の皆さんに保存したいという盛り上がりが出てくれば、引き続き無償でお貸しする。それがなければ、その時点で考え直したい。

あれから2年が経過しました。この間、市は建物の維持管理などに充てる寄附金を募る、その受け皿になるまちづくり基金条例を制定しましたが、建物を借り上げることは断念しております。その後、維持修理に有利な補助制度を使えるとあって、国の登録有形文化財の指定も受けております。しかし、これまでこれといった動きもなく経過してきたようであります。現在は南豆製氷応援団という団体が、所有者の間で使用貸借といいますが、賃貸借とい

いますか、そうした契約を結びまして利活用しておりますが、その契約も今月、この6月30日で期限が切れるということであります。

これまでの市の対応を見ますと、建物所有者との間に別段何の約束事もなかったように見受けられます。昨日、議員の質問に対し、何か問題が生じても市に責任はないと答弁しておりましたが、本当にそれでいいのでしょうか。市長の思惑違いから生殺しの状態で2年間放置してきたのです。市長の協力要請を受けて1億円もの大金を凍結させている建物所有者に対し、大変失礼なことになりはしないか心配になりますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

最近、この建物所有者から、市議会はこの問題をどう見ているだろうか、議員の考えを聞きたいという非公式の申し入れがありました。こうしたところを見ますと、建物所有者は公の場で話を進めたい、そういうお考えがあるようにも推測されます。一体どうなっているのか、建物所有者にご迷惑をおかけしているとしたら、早急にはっきりさせるべきだと考えます。

そこで、市長に質問いたします。

質問のまず第1点目、下田市と建物所有者の間に、権利義務の関係は存在するのでしょうか、もし存在するならば、それはどんな内容のものか。

2つ目、市は建物所有者に対し、6月30日までに、この月末ですが、6月30日までにこれまでの建物の使用状況を報告することになっているようです。果たして市に報告の義務があるのでしょうか。その報告はどんな内容で、報告者はだれになりますか、だれの名前で報告されますか。

3つ目、建物所有者と市長の間で暗黙の了解事項になっていた2年間の期限は間もなく切れることとなりますが、引き続き契約の更改はあるのでしょうか。もしあるとすれば、その契約によって、今後生ずる法的な問題、そうしたものはだれにかかってくるのか。

そして、引き続き借り上げた場合、今後どんな利活用を考えておられるのか、その方法とは、今後利活用していく場合、多額の経費が予想されている建物を維持修理することは、市長が日頃から持論にしておられる身の丈に合った行政という観点から見て、身の丈の範囲内なのかどうか。

また逆に、この契約の更改をしなかった場合、建物の所有者をここまで引き回してきた責任はどうなるのでしょうか。その責任がなければ結構なことですが、もしあるとすると、だれの責任になるのでしょうか。

また最近、この建物所有者から市に、旧南豆製氷所の土地建物と市が伊豆急下田駅前に所有している、現在観光協会が駐車場に使用しているこの市有地と交換してほしいという打診があったと聞いておりますけれども、これは事実でしょうか。もし事実としたら、どのように対応されるおつもりでしょうか、市長のご見解を伺います。

4つ目、この2年間、建物を利活用されたのは、ほとんどが南豆製氷応援団だったようです。その応援団の利活用についてどのように評価しておられますか。

5つ目、建物の所有者に登録有形文化財の指定を受けさせたことについて、現在市長はどのように考えておられますか。

以上、5点について、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、項目の3点目、共立湊病院の存続問題についてお尋ねいたします。

市長は、さきの市長選の公約の一つとして、共立湊病院の存続問題を掲げておられました。下田市としても、市民の医療施設を確保することは市民の生命を守る上で最優先すべきことでもありますし、市民を代表する市長がこの共立病院の存続を願うのは当然のことでもあります。同時に、市民としてもこの共立湊病院が今後どうなっていくのか、最も関心の高い問題であります。

先日、共立湊病院の存続問題を取り上げた講演会が開かれ、その中で講師が、今年の9月頃までに総務省のガイドラインに沿った病院の存続プランを提出しないと、病院の建設は今後厳しい状況になるというような内容の話をされていました。

そこで、まず1点目お伺いいたします。共立湊病院の存続はだれしもが願うところですが、それでも、それが遅々としてその計画が進まない、その理由はどこにあるのでしょうか。そして、ネックになっているものがあるとしたら、それは何であるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

共立湊病院建設検討委員会は、建設地として患者にとって利便性の高い場所に新築移転するというような決定をされておりますが、市長ご自身は、下田市の市長としてどのあたりに建てたら、病院それに患者の利便性が今よりもよくなるとお考えでしょうか。これが質問の第2点目になります。

市町の合併問題のところでも若干触れましたけれども、市長は、合併協議会の立ち上げに当たり、各市町の立場を尊重し、各市町が持てる宝を相乗効果で磨き上げていきたいという発言をされていました。まさにそのとおりで、私も同感です。ただ、そこで気になるのですが、南伊豆町は、町議会を初め町民の多くが、病院が移転するのは町の存亡にかかわる大き

な事件、そういつて必死に阻止しようとしております。南伊豆町にとっては、共立湊病院は大きな宝物の一つではないかと思ひます。南伊豆町から共立港病院が消えるということは、南伊豆町は宝物を奪われることになると思ひますが、市長はこの点どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

次に、4点目、地域医療振興協会は、下田市への移転を希望されているように聞いております。もしそうだとすると、この存続問題を一步でも二歩でも前へ進めていくには、下市内への移転が今後議論の中心になってこようかと思ひます。そうなりますと、市内の既存の医療機関、クリニックなどたくさんあるわけですが、そうした機関とのあつれきも考えられます。既存の医療機関にしてみれば、手に負えない患者は共立湊病院に引き取ってもらいたいけれども、共立湊病院が自分らの近くに移転してきて、患者を奪い集めることはしてほしくない、そういう考えをしておられるようです。市長は、下田市のドンとして市内のクリニックなどを守る立場にあるわけですが、この点をどのようにお考えか、ご見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、最後の項目、4つ目、夏期海岸対策問題についてお尋ねいたします。

白浜大浜海水浴場の管理問題については一向にらちがあきませんので、今回はこの問題には触れません。白浜大浜海水浴場の砂丘、砂利、それに外浦海水浴場のアマモの除去、この2つの問題について、市長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

まず、砂浜に取り残された砂利問題です。

これは大自然のいたずらで、とても人間の力でいかんともしがたい問題ですが、この現象はこれからも確実に繰り返されていきます。阻止することは全く不可能ですから、我々にできることは発生した後の対処の仕方、県だ市だ、いや地先住民が処理すべきだ、そのように責任のなすり合いにならないようにしっかりとルールづくりをしておく必要があるかと思ひます。今回は県の飛砂防止対策予算の中で応急処置ができるようでありますけれども、これからは異常事態になったら日常的にすぐ対応できる仕組みを考えておく必要があるかと思ひますが、市長のお考えをお伺ひいたします。

続いて、砂丘の問題です。

伊豆急ホテル前付近の砂浜が異常に盛り上がり、斜面は45度に切り立ち、海水浴場とはいえない様相を呈しております。二十数年前の台風被害で砂が削り取られ、残った高台部分に平成15年の国体でビーチバレーコートをつくり、それがそのまま現在も残されているわけがあります。

この砂丘については、県が今年度の予算で盛り上がった砂の一部を波打ち際まで押し出し、その数量はざっと2,700立方メートルといわれておりますが、その中から1,200立方メートルほどの砂を神社寄りの砂利が露出している部分に運ぶ工事をするようです。でも、この工事でこの盛り上がった砂丘がすべて解消されるわけではありません。これを解消していくには、引き続き年次計画で削り取っていくしか方法はありませんけれども、県は今のところ来年度以降はこの砂丘を取り除く計画はないように見受けられます。

白浜大浜海水浴場は、下田を代表する海水浴場ですから、海岸の整備は国・県の仕事と県任せにするのではなく、先ほど砂利の処理のところでも述べましたけれども、市としても、この砂丘の問題についても、問題が起きたその都度きちっとした対応ができる仕組みをつくっておく必要があるかと思っておりますがいかがでしょうか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後になります、外浦海水浴場のアマモ問題です。

地元では、海水浴客の足に絡んだり、ちぎれた葉が浜辺に打ち上げられるので、砂浜の掃除が大変になる、刈り取るべきだとそういう声と、アマモは魚の産卵・生息場所となっているばかりか、水質浄化にも役立っている、ぜひ繁殖させるべきだという声に対立しておりました。当然話し合いは不完全燃焼のまま、結局とりあえず今年繁殖しているアマモを刈り取ることになったわけですが、これには市も夏期対の補助金に100万円を上乗せする形で対応しております。しかし、下田市漁協は、漁場を守るという立場から、アマモを刈り取る事業に直接参加することができず、結局夏の間、砂浜で有料駐車場を漁協は営業しているわけですが、その駐車場の事業者という形で若干の負担をするという苦しい理由をつけて、この事業に参加したと聞いております。

漁場優先か海水浴場優先か、言いかえるならば漁業か観光かということになります。しかし、これは、こうした二者択一で片づけられる問題ではありません。賛成する人、反対する人、この両者が互いに納得する方法、例えば海水浴客のエリアや小型漁船の通路部分だけのアマモを刈り取り、残った部分は海底散策など観光に活用するとか、その刈り取りに当たっても、ダイバーに呼びかけボランティアで参加してもらおうような、そうしたいろいろなことが考えられると思います。地先の住民の間に無用なわだかまりを残さないためにも、ここは行政が、地域振興の立場から産業として、産業振興としてしっかりとした方向性を示してやるべきだと思いますが、市長どのようにお考えでしょうか、ご見解をお伺いし、私の主旨質問を終わりにしたいと思います。

議長（増田 清君） 当局の答弁を求めます。

番外。

市長（石井直樹君） 最後のご質問になりました。しっかりと答弁をしていきたいというふうに思います。ただ、幾つかなかなか議会で答弁難しいご質問、あえて言われているのかわかりませんが、できないところもございまして、その辺を含んでいただきたいというふうに思います。

まず、合併関係の問題であります。合併協議会の会長として、どんな市をつくりたいのか、あるいは新市のビジョンをお聞かせ願いたいというご質問であります。当然合併協議会の中で話し合うべきだという答弁が来るでしょうなんていうお話まで質問の中にありましたが、現実にはそうなんです。合併協議会の中で新市の基本計画、わざわざ小委員会までつくって各地区の代表者が出てお話をする会をつくってございます。

しかしながら、この中でどのような市長の考え方があるかといえば、これはいわゆる通常の答弁しかできないのでありますけれども、当然合併協議会がスタートするときにごあいさつの中でも言わせていただきましたように、将来この地域の住民の方が自分たちが要望すること、それを行政がやっぱりかなえてくれるような夢を持っているようなまちづくりにしたいというのが、まず大きな今回の合併の目標でありますので、そのような行政体をつくり上げなければならない、こういう思いが当然、これは私だけじゃなくてそれぞれの首長が持っている考え方です。たまたま私が代表して当日の会でごあいさつで言わせていただいたこととございます。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

2つ目の、新市を構成する中で下田がどうなっていくのか、あるいは埋没してしまうんじゃないか、特徴ある地域づくりをどういうふうに行っていくんだというようなことがございました。そして、私が言わせていただいたように、それぞれの宝というものを磨き上げるといのが、今回のやっぱりこの地域の特に合併のよさであるというふうに思います。それぞれ本当に隣のこういうことはいいなとか、あそこはいいなとかという思いを持っている地域のそれぞれの地域の住民の方がいらっしゃるわけでありまして。それが今回は、これがもし合併ができれば自分たちのまちの宝になるわけでありましてから、これはもうどんなことがあっても協力体制をしていきながらいいまちをつくっていく、これはもう当然の考え方でありまして。

下田にとって、どんな宝をそれじゃその中へ持っていくんだというようなことを言われれば、それぞれ皆さんが頭の中にずっと思い出すことはいっぱいあると思っております。私が考える

宝もあるでしょうし、また違う方が考えられる宝もあるんでしょうし、自分はこのものが宝だというものがいっぱいあると思います。しかしながら、通常の普通の言葉で言えば、まずすばらしい海というものを持っている。それは4つも持っているじゃないか、ほかのところも持っているんじゃないかということがあるかもしれない。

特に、下田の場合は、今ご質問が出た本当に白砂の海水浴場、本当に何十万人というお客さんがここへ来られるんですよ。ですから、そういうことを考えれば、よそのまちからすれば、下田はいいな、海水浴場持っていて夏はたくさんお客さん来るなという思いを持っている、これはまさに下田の一つの宝であると思います。

それから、我々が河津桜にたくさんお客が来ていいなと思うと同時に、よそから見れば花のないときに下田はスイセンがある、あるいはアジサイというすばらしいものがある、開国のまちということで黒船祭というビッグイベントもある、こういうことを思っている方、それから昔からの伝統的な太鼓祭りがあるわけでありまして。なかなかよそがまねのできない、そしてもう既にそれを宝として持っているものが下田にあるわけですから、言わせていただければ、この辺が下田の宝でありますし、それから中心地として市民文化会館という大変大きな会館も持っているわけでありまして。

こういうものが下田の宝として提供して、この合併の中でよそのまちの方々が同じ自分のまちの会館として使えるようになる、これも一つの宝と言ってもいいと思います。こういうことを持っていくことが一つの特徴あるまちづくりの中であろうかと思えます。

それから、この地域に同じ共通の課題として持っているものとすれば、やっぱり花だと思えます。それぞれの地域がまた違う時期に咲く花をいっぱい持っているわけでありまして、これが今度は通年観光政策として使えるというメリットがあるかと思えます。ですから、こういうことを考えていけばいいのではなかろうかというふうに思えます。

3つ目の、新庁舎の位置、それから新市の名称などが問題になってくるということで、市長としてどんな考えを持っているのか、これもまさに合併協議会の中で、このためにわざわざ小委員会をつくって9人の委員を置いてやるわけでありまして。ですから、私がどこにどういう庁舎をつくるなんていうことは今の段階では決して口が裂けても言えないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

例えば、市役所を建てるというようなこと、どこに建てるのかというようなことを、だれがどこでそのたたき台をつくるのかというご質問だったと思いますけれども、これは小委員会でつくるんですよ。小委員会の中でどういうものがいいか、どういうところへ建てるか、

そのための小委員会であります。民意が反映されるのかといったら、もちろんそのためにこの合併協議会というのが民間の方々が何人か入ってやられるわけですから、それがまさに民意というものでありますし、そういう中でつくられていくものが考え方として成り立っていくのかなというふうに思います。

例えば、その小委員会の中でなかなか結論が出なければ、これは例え我々がオブザーバーで呼ばれたり、あるいは各町でつくっている専門部会、幹事会、こういう人たちが意見を聞かれる可能性があると思いますが、あくまでたたき台は小委員会で作るということでご理解をいただきたいと思います。

それで、合併協議会というものが密室の中で、あるいは煙幕の中でというような今ご質問がありました。合併協議会は今全面的に情報公開をする場ありますので、常に報道も入ってきますし、また傍聴人もたくさん来られる、そのためにこの協議会の会場も開催場所も4つを順番に回るという中で、その地域の方々が自由に来られるという環境をつくっていくという考え方で開かれますので、その辺の情報はどんどん出ていくんであろう、こんなふうに考えています。

2つ目の、南豆製氷の問題であります。まず所有者の持っているこの南豆製氷と市のほうとの間に権利義務はないのかと言われれば、権利義務はありません。

2つ目の6月末日までに契約が切れるということで、使用状況を所有者に報告するのは義務があるのか、あるいはだれがやるのか、だれの名前でやるのかということは、当然市が仲介をいたしまして、現在南豆製氷応援団と6月いっぱいまで賃貸借という形をとらせていただいています。ですから、市のほうにお任せをしていただいた中で、南豆製氷がお借りをするという判断で我々もそれを進めたわけありますので、当然私どもと南豆製氷の応援団の皆さんと当然オーナーのところにご報告に行く必要があるのかなと私は感じています。

それから、一応2年間という形でありましたので、この後、引き続き契約更新をするのかというご質問に対しては、先般南豆製氷の応援団の皆さん方から、まだ物事が解決していないという中で、もう少し利用させていただきたいという申し入れがありましたので、所有者のほうの意向を打診させていただきました。所有者のほうとすれば、ああいいですよと、どうぞお使いくださいというようなお話がありましたので、今後また契約を交わしながらお借りをするような形になるのかなというふうに考えております。しかしながら、1年契約をしても途中でどちらかが契約解除とか、こういうふうなことも想定される可能性がありますので、その辺のことを踏まえた当然契約になるんじゃないのかなと、こういう理解をしております。

ます。

南豆製氷の応援団の活動というものに対して、市長はどういう評価をしているのかということですが、応援団は大変頑張ってきたという私は評価をしております。もしあのまま何の進展もなく閉め切ったままで建物がどんどん劣化していけば、これほど南豆製氷の問題も外部の方々からの支援とか、いろんな評価も出てこなかったのではなからうかということでは、とりあえず多くの方にあの場に足を踏み入れて見ていただいたということで、やっぱり支援の輪が広がっているということは南豆製氷の応援団の皆さん方の活動ということであったというふうに思いますが、大変残念ながら市民の間には大きなまだ盛り上がりがないと、こういう評価をさせていただいておりますので、今後やはり外部の方より、まずは市民の方々に理解、評価、盛り上げを求めるべきであろうと、こんなふうに思っています。

それから、ちょっと質問1つ抜けてしまいましたが、土地の交換の打診があったのかということですが、正式には聞いておりません。もし、そういう申し出があったときにはどのように対応するのかということではありますが、まだ仮定の話ですので何とも言えませんが、これは当然今後市民の皆さん、議員の皆さん方にもお諮りをして、もしそういうことがあればそういう可能性があるのかということも模索するというのも出てくるのかなと、今そういうふうに思いました。

文化財の指定を受けたことについて、どのように考えているかということでもあります。この登録有形文化財の指定というのは、まさに昨年静岡県の中でトップにランクをさせていただいて、国へ申請をしていただきました。やはりそれほど重要な歴史的な遺産であるという評価が与えられました。県下においてもまだ120ぐらいしかない中の一つで、下田市にとってはもちろん初めての登録有形文化財であります。

この制度は、身近な建造物であっても、もう再びつくることのできない歴史的な建物であるというような評価のものに与えられるものであります。やはり数十年前に下田小学校を壊してしまったというものを大変多くの方々が今になってあれがあればな、あれがあればなということを言っても、やっぱり一度壊してしまったものはもとに戻らない。同じ過ちを繰り返さないように、やっぱりしっかりああいうものを下田市民が残すというものを、気持ちを一つに盛り上げていく必要がまだまだ私どもにとっては足りなかったのかなという反省をしておりますが、ぜひこの保存活動というものは、私自身は市民の皆さん方にお話をしながら、さらに進めていきたいと、こんなふうな考え方を持っています。

また、7月8日、所有者とのお話し合いがあるということでございますので、ぜひそういう中で皆さん方のお気持ちを聞かせていただきたいというふうに思います。

3つ目の、共立湊病院の存続問題であります。これは私の3期目の公約として、やはりこの共立湊病院はこの地域に存続をしなければならない2次救急の病院を失ってはならない、これは大きな地域の医療問題であるというふうな認識を持っております。

議員からのご質問は、この病院存続問題が全く前へ進んでいかないのはどういう理由か、何がネックになっているのかというご質問でございますが、まさに平成15年にこの問題を何とか前へ進めようというためにつくり上げられました建設検討委員会、9回もやっても、やっと決まったのが2つしかないという、全くこれは前へ進んでいかないという中で、今回の大きな問題点がやっぱり出ているわけでありまして、これもしっかり考え方を我々はつくっていかねばならないという状況下であろうと思います。

その理由は、私自身が考えているのは、やはり場所の問題とか、それから利用率の問題とか、経営上の問題、こういうような形の中で、この検討委員会が構成をしておるメンバー構成、これがやはり当然利害が絡む方々が入っている組織では、やっぱり同じ方向がなかなか出ないということが大きなネックではなかったのかなと、こんなふうに考えています。

患者にとって利便性の高い場所に新築移転をするというのは、前回の検討委員会の中で一応合意がされたわけでありまして、市長はどのあたりが利便性が高い場所かということでありまして、これは要するに一部事務組合をつくっている1市5町の住民の方が使いやすいと思えば、それが利便性のいい場所だと思います。

3つ目の、合併に当たって各市町の立場を尊重していきたいという発言をしている中で、南伊豆町がやはり今の場所にといいことを言われていることに対してどうなのかということにつきましては、これは私の立場から言えることじゃなくて、ですから、そのための話し合いを今持っているわけですから、やはり皆さんが合意できる道を求めていくべきだろうというふうに思っています。

現実には、この19年度終わった段階では、確かに入院患者が1,800人ぐらい減っていますね。外来の患者さんが8,000人ぐらい減っているんですよ。ということは、やっぱりこういう数字もしっかり見きわめなければならないというふうに思います。やはり人口が減って行く中で病院経営、よく先生いっぱい置けよとか、医療科目を増やせよと言っても、やっぱり患者さんが来るような状況下をつくってやらなければ、そういう希望もかなえられないということを考えたら、先ほど議員がおっしゃった、例の総務省の公立病院の改革審議会という

んですか、何会というんですか、その座長さんが来て大変いいお話をさせていただきました。ですから、そういう方法論もまたみんなで検討していくべきということで、話し合いは1回持つというのは先般の議員のご質問に答えたとおりであります。早いうちにこの6人集まりますので、その中でいろいろなまず話し合いを持っていきたいというふうに思います。

4つ目の、白浜の砂利問題と砂浜の問題であります。大変時期が早いときの台風の襲来ということで、全く何十年ぶりにこんな状況になったということが大変心配であります。間もなく海開きになるわけありますから、本当に何十万人というお客さんを呼び込もうという中で、特にガソリン代が値上がりしたり、いろんな問題点でお客様が遠のくことが心配されている中で、やっぱりいい環境をつくっておかなければならないということにつきましては、しっかり対応していく中で、今回も13日の日には県知事に現場を見ていただきました。

知事にじきじきをお願いをして、県のほうでちゃんとやるよというご返事をいただいたものですから、現実には、今石のほうが少し片づき始めていますし、今日の朝もちょっと現場を見にいってきたんですが、まだ砂のほうはそのままですが、多分白浜の海が開く頃には、ある程度浜地のほうにならされるような状況下であると、重機のほうも3台ぐらい入るといような形で聞いておりますので、間もなくある程度原状復旧はできるということで、また7月6日の日曜日には、市民がボランティアで石拾いをしたり何かというようなことも、地元との協力態勢でやろうということまでには盛り上がっていますので、何とか早くきれいな浜地を取り戻していきたいと思っています。

ルールづくりをしていく必要というのはありますけれども、やはり国有地の海岸でございますので、ここが責任持ってやるとかこうだとかなんとかというのは簡単にはルールできない。今回みたいな災害というのは、ほんと毎年起きるわけじゃないと思いますが、常にやっぱり関係機関で連絡とって、協調性を持ってその対策をしっかりと早目にやるというような体制づくりをしていけばいいのではないかと。責任のなすり合いなんて今回だってやっていません。お互いにできるところの協力というのをやろうよという形の話し合いで、早い復旧を求めているわけあります。

それから、外浦海水浴場のアマモの問題であります。今議員のほうからは、このアマモに関していろいろ地域の意見統一ができていないのかなというようなことでしょうか。ただ、私どもが外浦区から要望をいただいた段階では、地元のアマモ対策委員会というのを設立して、区の総会でもってこのような撤去という状況になったという中で、の依頼があったわけあります。アマモをとる、とらないということは確かにテレビなんかで報道されて、バ

ラエティー番組の報道ですから、下田のほうをちょっと追い込もうというような番組の内容だったから、これはちょっと我々は遺憾であるということで、近々に下田と地元区、観光協会でもってTBSに対して抗議文というか意見書というものを出す用意をしています。

やはり一方的に、地元区がやっぱり海を守るために合成洗剤を早くから使わないような形をやっている、それから市のほうでもちゃんと下水道整備をして海のきれいさを守ろうとしている、そういうことを一切話してあるのに、全部カットをされています。ですから、そのような番組のものについてはちょっと憤りを感じておりますので、議員がおっしゃるような漁業者と観光というお話がありましたが、このアマモのものをとる費用というのも、一応漁協のほうからも分担金が出ていますし、それから外浦の漁業振興会というんですか、外浦の漁業者のほうも大きなお金を出してこのアマモをとるということで、その足りない分を市のほうで少し補うというのが分担の割合になっていますので、一応区の総意ということで我々は感じております。

ですから、いわゆる環境破壊という部門と観光優先するののかというような形の議論がちょっと出たんですが、私自身はアマモがあれば環境がいいという問題ではないと、これはもう何年か前からアマモの問題がこの伊豆地区の中では問題になっていましたから、アマモが増えて困っているよというような問題がありました。現実には、よその地域でわざわざアマモを植えているということは、これはもう海を壊してしまったからアマモをわざわざ植えているんですよ、人工的に。要するに海を汚してしまった、魚も来ない、海草も育たないところですから、今アマモを一生懸命植えているところがある。

この下田の場合は、外浦なんてもともとアマモなんかなかったところじゃないですか。それがもう、人工的ないろんな投石があったり防波堤をつくったりとか、いろんな状況があったものでアマモが増えてしまったということで、大変地域にとってこのアマモは余計なものという判断を今回はされたんですね。漁業者がアマモをとれというのも、やはりアマモが増えたために船のスクリューに絡んでしまうんですね。だものですから、エンジンをかけるとあれが回らなくなっちゃって、オーバーヒートしてしまうというようなものが出てしまっているものですから、漁業者も大変困っているという中での区の判断として今回こういうことをやってきたわけです。

私自身が思っていることは、やはり何でもかんでも自然をほっぽっておけばいいというのではなくて、ある程度人間が必要じゃないと思ったものは、手を入れてやるのが自然を保つというようなのが僕は大原則だと思います。何でもかんでもやっていけば伸び放題にして

おけばいいよというのじゃなくて、だからやっぱり里山づくりというのが大事というのは、伸び放題じゃなくて人間がある程度やるからいい自然環境が守られる。今回のアマモもそういう判断のもとに、あそこにアマモがあったほうがいいのかよくないのかということで、アマモは今下田にはいっぱいあるんですね。白浜にもありますし須崎にもあるし鍋田にもあります。そんなところをとろうなんて思い全くありませんけれども、たまたま今回外浦区のほうでそういう状況下だったものですから、少し応援をしてやった。

今日で工事終わりました。朝見にいったんですが、大変きれいにすっきりしたような感じになっておりまして、これからダイビングしてどんな状況かということ調べてということを外浦区の人が言っていたので、私はそういう判断で今回のアマモの問題については取り組みをさせていただいた、このような状況でございます。

議長（増田 清君） ここで質問者をお願いを申し上げます。

質問の途中でございますが、10分間休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時22分休憩

午後 3時32分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、2番 藤井六一君の一般質問を続けます。

2番。

2番（藤井六一君） 市町の合併の関連ですが、庁舎の位置、市の名称、今この場で市長に伺って市長がすんなりとそう言うはずはない、それはもう承知の上で質問をしていたわけなんですけれども、ただそのたたき台をつくるということなんです、それをリードする意味でこの質問したわけですが、今市長の小委員会でたたき台をつくるというお話でしたが、共立湊病院の検討委員会が結論が出ない、それは利害関係者でつくっているからだ。全く今回も利害関係者が9人集まってやるわけですよ。ここでたたき台、どんなたたき台ができるんでしょうか。これどこかで幹事会なり、あるいは別の事務局なりが案をつくって小委員会に出すんじゃないですか。その辺をもう一度お伺いいたします。

それから、新市の計画、これはどこか業者にコンサルかどこかに委託するんですか。もし委託するとしたら、どの辺の業者にどんなような委託されるのか、そしてその新市の計画に対して民意が入るのか入らないのか、その点についてもお伺いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 新市の名称の場合は、とにかく小委員会で原則的には意見を出し合っ
てやるというのが大原則なんです。それを事前にほかのところでたたき台をつくるなんてい
うことは、今の段階でそんなこと言えないじゃないですか。言えないですし、原則的に小委
員会で作るとというのが大原則なんです。ですから、小委員会の中でなかなかやっぱりうま
くまとまらないよということになれば、我々も呼ばれるかもしれませんね、来てくれよと、
それぞれの首長という中になれば、それぞれの首長がまた意見を言う。そういう中で整合性
をつくって話をまとめていくことが大原則です。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 新市の基本計画の件でございますけれども、これは先例都市の状況
等々を見ましても、すべてが委員会とか幹事会とか専門部会で作成し得るものではないとい
うことで、ある程度の資料等々は十分に出しますけれども、専門業者にプロポーザル方式で
の発注を予定しています。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 小委員会で話し合いをして、その中で絞り込んでいく。その絞込みが
できなかった場合には別の方法もと、市長そのようなご答弁ですが、確かにそのとおりだ
と思うんです。そのとおりだと思うんです。でも間違いなく絞り込みできないですよ、間
違いなく。ですから、そのたたき台はどこでどのような形で行われるのかなと。

それから、今副市長のご答弁の中で、専門業者に、確かにそれはわかります。何かマニ
ュアルもたくさんあるようです、この基本計画、新市の計画についてのつくり方、よその合併
した市町の見ましても。でも、ここにはこの、先ほど市長もおっしゃっていました、や
はり特性、宝、いろいろあるかと思うんですね。そうしたものをどのように反映させてい
くのかな、それが反映されるのかな、業者がよそで静岡やどこか東京のほうで、よそで机の
上で何か書いてきたものを、これでいかがでしょうと出されてもね、ちょっとその辺何か民
意が反省されにくいんじゃないのか。その辺ちょっと心配になったので伺ったんです。

それから、その小委員会というのは公開ですか、傍聴できるんでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 小委員会の内容については、小委員会の規則の中に3分の2の同意を
もって傍聴を断ると、非公開にするというような規約がありますので、原則的には公開です
ね。内容によっては非公開にする場合にはたしか3分の2の段階で非公開にすることもでき

るということです。

それからもう1点、先ほど小委員会の例えば新市名の問題点につきましては、他の事例を考えてみますと、なかなか委員会で決められないという場合には、公募という方法もあります。公募によってまたいろんな名前が出てくる、こういうことも当然考えられてくるというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 新市の基本計画等々につきましては、先ほども言いましたように、幹事会とか専門部会とかという形の中で、それぞれの自治体の職員も入った中でこれは当然に議論をします。丸投げでは決してありませんので、丸投げということは一番避けるべきことなものですから、十分承知の中で進めていきたいと思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 小委員会、公開されるかどうか非常に難しいと思います。小委員会じゃなくて全体の協議会を見ましても、非常に機械的に無機質に、何かそういう感じで会議が進められています。一般の住民の方があの会議を傍聴されてもよくわからないんじゃないのかなと思いますね。そこで、この月1回のペースで進んでいくわけですがけれども、この間に何か住民向け、市民向けの説明会とか何かそうしたことをおやりになるのか、その計画があるのか、お伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） これは協議会だよりというものを定期的に発刊をいたしまして、周知をしていく予定となっております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 時間がなくなるので、南豆製氷のほうに移りたいと思います。

今、権利関係、義務の関係はないということでした。確かにないと思います。だけれども、何か市長が巧妙なのかどうなのか、田中さん、初めて言いますけれども、相談役、市長に縛られているような、そんなような感じを受けます。権利関係、何もないということであるならば、もう少し何というんでしょうか、南豆製氷建物所有者、もう少し関係がない、距離を置いてしかるべきだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

それで、今も報告書、その義務という、報告する義務があるかとか、その義務という言葉を使いましたけれども、報告を応援団と市長と一緒に田中さんのところへ行って報告しますという。関係がない、何もないと言っているながら、仲介したから、だから一緒に行くんだよ

と、何かまるで外から見ていると、市が深くかかわっているように見えるんです、見えるんですよ。ですから、恐らくまちの人たちもそう見ているんじゃないでしょうか。

そういう話があるたびに、いや、関係ないよ、市は関係ないよ、議会も関係ないよと言って否定しますけれども、こういう状況の中で、昨日田坂さんの質問にもありましたけれども、何か事故が起きたときに市は全く関係ありませんと横を向いて後ろを向いていられるでしょうか。そういうことね、何となくこうなっちゃっているんですよ。具体的に何がどうのじゃなくて、何となくこうなっているんです。その辺をやはりきちっと整理をして、ここからここまではこうだというものをやっておかないと。

それから、先ほどから私は契約の更改という言葉を使いました。でも、市長はそれを否定されませんでした。今、契約書というのは市との間ではされていないわけですよ。ただ最初、18年の記者会見のときに、田中さんと同席されたあの席で、お貸ししますということで、田中さんは市に無償でお貸しします。それで、そのときに市長はそれをお借りして整備していきますというような話をされていた。それで、修理は田中さん、あなたがやってください。いやいや、修理は私はやるなんて、そんな約束はしていませんというようなやりとりがあって、あれがスタートなんですよ。その時点に戻って考えてみますと、今何かちょっと契約があるようでないような、そんな格好になっているんです。

でも、契約というのは、何も書類を交わして判こをついたから、いや、つかないから成立しないとかがするとかということじゃありません。言葉を交わして、うんわかった、約束したよと、これで契約なんですよ。その契約を新たにまたやるお考えがあるのかないのかと、それをはっきりと伺いたかったんです。いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 2年前のことですから、ちょっと記憶が定かじゃないんですが、私のほうから所有者に対して修理をお願いしたいということをした記憶はないんですが、報道のほうから何か質問があって、それに対して所有者が、いや、それは私がやることじゃないでしょうというような答えがあったような記憶があります。それはまあどちらでもいいんですけれども。

市が縛られているとか、市が縛っている、所有者を縛っているということじゃなくて、いわゆる出だしから、これは何とか残さなければならぬという私の気持ちを酌んでくれて、同時に田中さんがああいう形で、それじゃしばらくいいですよ、私が持っていましようという厚意を下田市に与えてくれたわけですね。ただ私が今答弁しているのは、そういうものに

対して何かあっても市は関係ないよというのは法的な根拠の中で言っていることであって、そのために南豆製氷の応援団の方々が保険を掛けたり、そういう対応で今のところやっているということをご報告したことであります。

それから、やはり市にお任せして、それじゃ例えば応援団の方々が使いたいよということであれば、これはいいですよと、市のほうにお任せしてあるから市のほうの判断でということと市が仲介に入って応援団の方々が今借りているということとございますから、この末で切れる中で、先般応援団のほうからもう少しお借りしたいという申し出があったものですか、とりあえずは仲介役をさせていただいて、このようなことが来ているんですが、いかがですかということに対しては、今もう少しいいでしょうというようなお話がありました。今のところそこまでです。

ですから、そういうことを踏まえて最終的にもう一度話し合いに行く、報告する義務があるのかなというふうに思っております。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） その問題も話を進めていけば際限のない話になりますので、適当なところで切り上げようと思えますけれども、ただ、今のこの、何かもやっとしたこの状況、責任があるのかなのか、それで田中さんのほうからは議会の皆さんの意見も聞きたいとかと、そういう話がかかってきたり、そういうところにいくと、何だ、我々も何か関係があるように見られているのかなと思ってみたり、ですから、こういう関係をやはりきちっとすべきだと思えますよ。ないならない、あるならある、じゃどの部分であるのか、その辺をはっきりすべきだと思えます。

そして、今あの建物を市長自身ご覧になって、あと何年間応援団の方々が使えると思えますか。恐らく1年とかの刻みで契約されると思えますけれども、非常に危険だというか、それで下田の玄関先、入り口で非常にみっともないというか、一体何ですかといえますよね。そしてあの近くにいる人たちも、何とかしてもらってくださいよという、ついこの間も言われました。橋のこちらの柿崎よりの人ですけれども。だから、見る人によっては、早いうちに何とかしたほうがいいんじゃないのと見ている方もあると思えます。それはすばらしいものですから、何か方法があれば残したいと思っている人は、もちろんいいと思えます。

いずれにしても、これはあくまでも今現在は個人の所有物ですし、その個人の所有物がある団体の方々が利活用したいからやっているだけのことであって、我々や市は関係ないと思えますよ。だから、その辺をはっきりすべきじゃないのかなと思えますけれども、い

かがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 藤井さんのお言葉とは思えませんが、関係ないということじゃなくて、この2年間大きな話題性として、これが私どもも言っている歴史的な景観、まちづくりのために必要だという思いを訴えてきて、あるいはその中で外からの応援団が来たり、いろんな面で大変な反響を呼んでいる建物に、議員のほうからそんなの関係ないよということ、ちょっと残念なんです、やっぱり所有者が言っているのは、本当にあそこは、下田の人たちが必要としているんでしょうかということの投げかけがこの2年間あったわけですね。

大変残念ながら私の手法も悪かったと思いません。南豆製氷のために応援団だけに任せてきてしまったという中で、ですから今回ある議員を通じて、議員の皆さんが、じゃあそこをどう思うか、議員の皆さんがこんな要らないよと思ってるのか、それともやっぱり必要なんじゃないのか、いや、あるいは興味はないよとか、やっぱりそういうことをじかに会って話をしてみないとわからないというようなことでの、今回申し入れがあったようでありますので、私も出させていただきますので、ぜひ率直な意見を言っていただければ、そういうふうに思います。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 8日の話になりましたけれども、私どもが出ていって、議員というバッチをつけて出ていって、人様の財産についてこうしなさいよ、ああしなさいよ、こうしたほうがいいじゃないのということが言えますか、言えませんよ。また、何か口が滑って言ったことが、あのときあなた方こう言ったでしょう、必ずこれは言質とられます。ですから、非常に危険だと思います、そういう意味では、そういう会合に出ていくということとはね。

これ以上言っても、また堂々めぐりになってきますからやめますが、いずれにしても、南豆製氷問題と下田市、いわゆる行政、ここの線引きだけはきちっとしておいたほうがいいんじゃないのかなと、最後にそのように要望じゃなくて申し入れしたいと思います。

それから、外浦のアマモの問題、これは確かに市長おっしゃるように、外浦区、それから外浦観光協会、外浦の漁業振興会、それから氏子会、この4つの団体、団体というかグループがありまして、ここで話し合いをして何とかしたいよと。でもこの中自体、やはり声の大きい人が何人かいて、そっちへリードされていったということは、これは事実なんです。

それで、漁協は市長おっしゃいましたように、確かにお金を出しました、40万円出しました。でも、これはもうずっと後になって、もうどうしようもないもので駐車場をやっている

からということで参加したんです。ですから、外浦の地先では余り表面立って賛成だ反対だと出ませんけれども、根こそぎとることについては賛成の人たちがはっきりいるんです。とらなくてもいいんじゃないのという人は黙っています。

議長（増田 清君） 3分前です。

2番（藤井六一君） いつの場合もそうですけれども、そういうわだかまりをああいさな集落の中で残さないためにも、一つの産業といいますか、地場のこういう何かうまく活用できないだろうか、そして、その道筋を行政がつけてやったらいいじゃないのかなと、そういう気持ちからこの質問したわけなんですけれども、そのことについて最後にお答えをいただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 漁協という立場と、それから外浦の漁業に携わっている方々、漁業振興会というんですかね、この方たちのいわゆるそこから我々は利益は全く受けていないと、逆にそのアマモのために船が大変不便をしているという中での協力態勢という形でアマモをとってほしいと、こういうものが来ているものですから、私らとすれば、漁業者、それから外浦区の方々ということですね。ですから、そういう面で漁業者との対立とか、そういうことは一切ないという判断で区から説明を聞いて協力をさせていただいた。かなり根からとってしまったものですから、しばらくは発生しないだろうというようなことを昨日の段階では報告を承っております。

議長（増田 清君） いいですか、まだ時間ありますよ、1分。

2番。

2番（藤井六一君） 漁業者の対立というのは、地先の人たちが、地先の人同士で外浦の区民同士でわだかまりを持っているんですよ。それで、あのTBSに投書した人は兄弟ですけども、たまたま組合長の息子と娘がやったわけですが、外浦で賛成だ反対だというのは潜在的にあるもので、それを見てこのままでは自然が壊れてしまうよというので、彼と彼女がTBSに投書したわけですよ。だから、この人たちは意思表示したからわかりますけれども、意思表示しない人がいっぱいいるわけですよ。何もとることないじゃないのと思っている人たちが。ですから、そういう争いにしないで、あれはあれで何か活用する方法があるじゃないかと、それを行政が指導してやってくれと。別に僕はけんか売っているわけじゃないですよ。行政が指導してくれないかということを行っているわけですよ。課長どうですか。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 非常に難しいご質問です。

確かに市長がおっしゃったようにね、一般論か特殊事情かということで私たちもいろいろ考えさせていただきました。指導ということで漁協の組合長に私も直接お話を聞いてまいりました。その中で市長の出した結論ですので、私たちはそれに従いたいと思っています。

以上です。

議長（増田 清君） これをもって、2番 藤井六一君の一般質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

28日、29日は休会とし、30日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時56分散会